

財団補助金ハンドブック1

多出プロジェクトの



第1回改定日 2013.01.22 第2回改定日 2013.02.01 第3回改定日 2013.04.10 第4回改定日 2013.06.15 第5回改定日 2013.06.15 第6回改定日 2013.09.15 第7回改定日 2014.02.15 第8回改定日 2014.06.15 第9回改定日 2014.08.10 最終改定日 2015.04.01

改定箇所:提案書と申請書の一元化

国際ロータリー第2780地区ロータリー財団委員会

奉仕プロジェクトの計画から申請まで

はじめに

このハンドブックは、クラブの財団補助金申請に伴う、奉仕プロジェクトの企画・計画段階において、どのような事業が財団の目指す優先事項なのか、補助金の対象となる『補助金プロジェクト』はどのような分野か、またどのような活動がより社会のニーズに応え貢献できるか等を、クラブ内で協議して戴くときの資料です。

より効果的なものにするためにも、プロジェクト・テーマを決める前に一度目を通して戴きたいと存じます。

申請手続き等は地区財団補助金委員会が出来るだけお手伝いさせて頂きますので、計画が確定する前のご相談をお待ちしております。

新補助金新システムを有効に活用し、スムースな手続きができることを目的に作成しましたが、分かり難いところは遠慮なく地区財団委員へお問い合わせ下さい。

目 次

I	ロータリー財団の標語、使命、6つの重点分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
П	財団補助金プログラム・≪地区補助金、グローバル補助金、パッケージ・グラント≫	4
∏-1	地区補助金	4
Ⅱ-1-1	地区補助金の資金源・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
Ⅱ-1-2	事業例	5
Ⅱ-2	グローバル補助金 -グローバル補助金の要件	5
Ⅱ-2-1	グローバル補助金の申請方法	5
Ⅱ-2-2	グローバル補助金の資金源	5
Ⅱ-2-3	事業例	6
Ⅱ -3	パッケージ・グラント	6
Ш	地区補助金に関する 2780地区の方針	6
Ⅲ- 1	地区補助金概要(2014.7.1 改定)	6
Ⅲ-1-2	地区補助金の全般的基準と条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
Ⅲ-1- 3	地区補助金を次のものに使うことはできません ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
Ⅲ-1- 4	補助金の使用計画と報告 …(チェックポイント1)	7
Ⅲ-1- 5	奉仕プロジェクトのフロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
Ⅲ-1- 6	地区補助金の申請期限とフロー	8
Ⅲ-1-7	地区補助金の補助金申請限度額···(チェックポイント 2)·······(2014.7.1 改定)········	9
Ⅲ-1-8	クラブ拠出金と補助金プロジェクト予算総額の条件・・・・・・・(2013.7.1改定)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
Ⅲ-1- 9	補助金の支給方針…(チェックポイント3)	10
	【補助金に関する決定事項】変更事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
Ш-1-10	地区内選考の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
Ш-1-10	地区補助金申請書の選考基準······(2015.4.1改定)········	12
Ⅲ-2-1	地区補助金申請書 [2780地区補助金指定様式D1201]その-1…(2015.4.1改定)	13
Ⅲ-2-2	地区補助金申請書 [2780地区補助金指定様式D1201]その-2··· (2015.4.1改定)·······	14
Ⅲ -3-3	ロータリー財団の補助金プロジェクトの表示に関する指針	14
Ⅲ-4-1	地区補助金完了報告書 お願い事項(2014.7.1改定)	15
Ⅲ-4-2	地区補助金完了報告書 書式(2014.7.1改定)	16
IV	グローバル補助金に関する 2780地区の方針	17
IV-1	グローバル補助金の申請書の書き方	17
IV-2	グローバル補助金の申請書の書き方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
IV-2-1	実施国と援助国の提唱者に関する情報	18
IV-2-2	重点分野··· ·································	18

IV-2-3	成果の持続と測定可能性
IV-2-4	詳しい予算
IV-2-5	全体の資金調達計画
IV-2-6	奨学金··· ·······
IV-2-7	職業研修チーム
IV-3	グローバル補助金 2780地区利用上の留意点
IV-3-1	グローバル補助金の条件と計画の要点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
IV-3-2	奉仕プロジェクト「申請書の事前準備」の要点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
IV-4	記載内容のキーポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
IV-4-1	選考基準に適う 申請書の記述とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
V	プレス・リリース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
VI	ロータリーの名称と徽章の使用に関するRIの指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
注釈①	地域社会の調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
注釈②	「重点分野の直接的な影響と間接的な影響」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
注釈③	「持続可能性とは」
注釈④	モニタリングと評価の計画 の事例
注釈⑤	予算······
注釈⑥	資金調達······
注釈⑦	職業研修
VII -1	グローバル補助金 2780地区予備選考申請書様式 その1
VII -2	グローバル補助金 2780地区予備選考申請書様式 その2
VIII	グローバル補助金の選考基準
資料 —T	授与と受諾の条件{Terms and Conditions}…(2014.08.10更新版)
T-I.	補助金の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
T-II.	受領資格の指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
T-III.	制約事項
T-IV.	申請方法
T-V.	旅行方針
T-VI.	補助金の資金源・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
T-VII.	協力団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
T-VIII.	支払い
T-IX.	報告要件と書類の保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
T-X.	小口融資(マイクロクレジット)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
T-XI.	インドのロータリー財団に関する特記事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
VIII	グローバル補助金 モニタリングと評価のツールキット …(2014. 5.13更新版)
	モニタリング 用語集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
IX	重点分野 目的と目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	平和と紛争予防/紛争解決-P52 疾病予防と治療-P53 水と衛生-P55 母子の健康-P56
	基本的教育と識字率向上-P57 経済と地域社会の発展-P59
X	TRFリソース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

I ロータリー財団の標語、使命、6つの重点分野

ロータリー財団管理委員会は、財団の標語、使命、6つの重点分野(優先事項)を次のように定めています。

ロータリー財団の標語: 世界でよいことをしよう

ロータリー財団の使命:ロータリアンが、人々の健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを

通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすること

ロータリー財団の方針

ロータリー財団管理委員会は、財団プログラムを大幅に変更しました。 2013年7月より全地区で新しい財団プログラムが開始されました。新しい財団プログラムへの改革の目的は主として以下の通りです。

- ①財団のプログラムと運営を簡素化すること。
- ②ロータリアンが関心を寄せている世界の優先的ニーズに取り組むことによって、最大の成果が期待できる奉仕活動に焦点を絞ること。
- ③世界的目標と地元の目標の両方を果たすためのプログラムを提供すること。
- ④ 意思決定権をさらに地区に移行することによって、地区レベルで、ロータリー財団が自分達のものであるという自 覚を高めること。
- ⑤ロータリー財団の活動に対する理解を深め、ロータリーの公共イメージを高めること。

Ⅱ 財団補助金プログラム-≪地区補助金(DG)、グローバル補助金(GG)、パッケージ・グラント(PG)≫

Ⅱ-1 地区補助金

地区補助金は、地元地域や海外における比較的規模の小さい、短期的な活動を支援します。各地区は、この補助金を配分するプロジェクトを独自に選びます。

地区補助金は、以下のような幅広い使い方や活動に活用いただけます。

- 人道的プロジェクト(奉仕活動を行うための現地への渡航や災害復興活動など)
- 奨学金(教育機関のレベルや場所、支給期間、専攻分野の制約なし、但し2年を超えないこと)。
- 職業研修チーム(チームの人数や派遣期間の制約なし)海外で事業を行う場合、実施地にロータリー・クラブのあるなしを問いません。
- プロジェクトの分野は問いません。地区の裁量で実行出来ます。
- 補助金に残金がある場合は、ロータリー財団に返却し、DDFとして戻りますが、地区補助金には使えません。
- 海外で奉仕活動をする、またはプロジェクトの調査をするロータリアンの旅費を支給できます。
- それぞれの補助金を律する条件並びにロータリー財段の授与と受諾の条件を守ることが前提です。
- □ータリー財団または国際ロータリーに補助金授与以外の責任を負わせないこととなっています。
- 米国および実施国の法令を守り、個人または団体を傷つけてはなりません。
- 承認された活動だけに資金を使い、既に完了または開始したプロジェクトには補助金を授与できません。
- 補助金参加者について定められているConflict of Interest (利害の衝突)の方針に従うことになっています。
- ロータリー・マークを適切に使用して下さい。(ロータリーの名称には必ず地区またはクラブ名を入れる)
- 地区は、地区補助金の申請と管理を行う前に参加資格認定を受ける必要があります。

クラブが地区補助金を申請するには

クラブが地区補助金を申請する場合、地区に直接、活動に必要な資金を申請してください(クラブからロータリー財団に申請書を提出しないでください)。地区補助金の資金は各地区が管理しています。

Ⅱ-1-1 地区補助金の資金源

地区は DDF(地区財団活動資金)の 50%までを地区補助金として毎年申請できます。年に1回一括で地区に支払われ、その後、地区がらクラブに振り込まれます。

- ・ 事業分野はクラブと地区の自由裁量です。
- 地元地域社会でも海外でも事業を実施できます。
- ・使用管理表、収支管理表、会計明細書、領収書等を地区でも保管します。
- 時々、無作為に地区に対して財団本部からの監査があります。
- ・ DDF のみで WF は使えません。

Ⅱ-1-2 事業例

- •人道的奉仕事業
- ・音楽や文学・歴史等に関する奨学金。 (海外留学でも地元の大学に行く場合でも可)
- ・経済的に困っている学生への学費の支援
- ・使途指定で現金贈与「財団への指定」が可能。
- ・職業研修チーム派遣(期間、人数ともに自由)
- ・職業訓練の支援。
- •災害救援。

- ・海外のクラブとの協力事業。
- ・地元地域社会での奉仕事業。
- ・海外での奉仕事業(ロータリーのある国でもない国でも可)
- ・海外や国内での建物・施設の新築・増改築やインフラの建設の(審査は厳しい)
- ・その他、社会的ニーズの強い奉仕事業(人道的なもの)

Ⅱ-2 グローバル補助金 -グローバル補助金の要件は次の通りです

- 1 活動が実施される国と、それ以外の国の、2 カ国のロータリー・クラブまたは地区による国際的な協同活動であること
- 2 持続可能であり、補助金の資金が使い尽くされた後にも成果を長期的に持続させるための計画を含んでいること
- 3 測定可能な目標を含んでおり、中間報告書で具体的な進捗が示せるものであること(モニタリング計画が必要)
- 46つの重点分野のいずれかに該当すること
- 5 地域社会のニーズに応えること
- 6 ロータリアンと地域社会の人々の両方が積極的に参加すること
- 7 活動予算が最低 30,000 米ドルであること
- 8 補助金の「授与と受諾の条件」に記載された要件を順守すること

グローバル補助金は、以下の活動に活用できます:

- 人道的プロジェクト:一つまたは複数の重点分野の目標を支えるプロジェクト
- 奨学金:一つまたは複数の重点分野と関連した大学院レベルの留学
- 職業研修チーム(VTT):専門職業に関係する研修を提供するチームや、研修を受けるチームを海外に派遣

Ⅱ-2-1 グローバル補助金の申請方法

グローバル補助金の申請は、年度を通じて随時受け付けています。地区とクラブは、グローバル補助金を申請する前に、<u>参加資格の認定</u>を受ける必要があります。クラブと地区が認定されたら、<u>オンラインツール</u>を利用して補助金を申請できます。

Ⅱ-2-2 グローバル補助金の資金源

グローバル補助金は、DDF(地区財団活動資金)または現金寄付に対するロータリー財団のWF(国際財団活動資金)からの上乗せ支給(マッチング)によって、資金が賄われます。WFからの上乗せは、DDFに対しては100%(同

額)、現金寄付に対しては50%(半額)となります。WFからの上乗せ支給額は最低15,000米ドル、つまり、プロジェクトの最低予算は30,000ドルとなります。

・水と衛生

6つの重点分野 (優先事項)

・平和と紛争予防/紛争解決 ・疾病予防と治療

・母子の健康 ・基本的教育と識字率向上 ・経済と地域社会の発展

Ⅱ-2-3 事業例

- ・6種類の重点分野を専攻する奨学金(1年から4年間) (WF「国際活動資金]50%、DDF50%)
- ・6種類の重点分野に関する職業研修チーム派遣
- ・6種類の重点分野に関する多額の人道的事業
- ・その他、6種類の重点分野に関する事業
 - ・改築・増築も可能・インフラ建設も可能 ・ ロータリーのある国でのみ事業実施可

Ⅱ-3パッケージ・グラント

パッケージ・グラントでは、ロータリーの戦略パートナー(協力組織)とロータリーによってあらかじめ活動の大枠が定められており、活動の内容はグローバル補助金と類似(<u>重点分野</u>との一致、奨学金・人道的プロジェクト・職業研修チーム)。 パッケージ・グラントでは、ロータリアンが独自の才能とエネルギーを生かして、プロジェクトの実施に当たる。

ロータリアンの役割は、以下のようなものですが、<u>本プログラムは現行の個別進行プログラムが修了次第、パッケー</u>ジ・グラントそのものを終了する予定です。(2014.4 財団管理委員会決定)

- 地域社会のニーズ調査、プロジェクトによる恩恵の特定
- 奨学生の選考と援助
- 職業研修を受ける専門職業人チームの募集と編成
- 専門能力や奉仕の提供
- 活動の周知と広報
- プロジェクトのモニタリングと評価

このパッケージ・グラントは、オランダのデルフトにあるユネスコ水教育研究所(UESCO-IHE)に留学する大学院生

Ⅲ 地区補助金に関する 2780地区の方針

地区補助金は、人道的・教育的・社会的事業を通じて世界や地域社会に、貢献し、クラブの活性化を図る補助金です。ロータリー財団の中で最も身近なプログラムです。

Ⅲ-1 地区補助金概要

地区補助金の概要は次の通りです。

- 地区補助金はクラブの補助金に対しても、地区が管理します。毎月財団資金管理委員会が確認を行います。 但し、地区補助金額が5千ドル未満の場合は簡略化されたものになりますので、詳しくは**財団補助金ハンドブック3** の『クラブ補助金 財務管理と書類の保管マニュアル』を参照ください。
- 比較的短期間のプロジェクト。(プロジェクトと活動は、18ヶ月以内に完了することが望ましい。)
- 申請手順の1番目は、申請書をガバナー補佐と地区補助金配分委員会にデジタルデータで提出します。次に、 予備選考通過の連絡を受けたクラブは、地区補助金配分委員会宛に申請書をデジタルデータで提出します。地区補助金委員会は地区内全ての補助金申請を一括してオンラインでロータリー財団(TRF)に申請します。
- 1件当たりのクラブ・プロジェクトへの補助金額は比較的少額です。(当地区は下限を1,000ドルと設定)。

Ⅲ-1-2 地区補助金の全般的基準と条件

地区補助金の対象と条件の主たるものは次の通りです。

基準

- すべての地区補助金は、ロータリー財団の使命を守ることが前提です。
- ロータリー・クラブが新しく主体的に企画し、ロータリアンが直接参加し、運営するものが対象となります。

条件

地区補助金を活用できるのは次のようなものです。

- 人道的プロジェクト
- 職業研修、チームの費用(参加者の資格要件、チームの規模、期間、参加者の年齢の基準等は地区の裁量)
- 奨学金(期間は2年以内、専攻分野自由、資格基準や授与額は地区設定、高校、大学、大学院いずれでも可、 学校は、国内、海外を問いません。)
- () 災害救援
- 地元と海外でのプロジェクトと活動
- ロータリー・クラブのある国およびない国のプロジェクトとその市民を支援する活動
- インフラ(社会基盤)の建設は、次のものを主とします。トイレ、上下水道、側溝、ダム、橋、貯蔵設備、フェンスやセキュリティシステム、水、灌漑システム、温室(ただし、必ずしもこれらに限定されません。)
- 建物の新築・増改築、修理。電気、水道、暖房などを建物内に取り入れること。屋根の修理。病院、学校などの既存建物の増改築。エレベーター、浴室の改装など。(但し、新築は事前にご相談ください)

Ⅲ-1-3 地区補助金を次のものに使うことはできません

- 人種、性別、言語、宗教、年齢を理由とした差別的なこと。
- 政治、宗教に関わること。
- 教会などの純粋に宗教的な行事の支援。
- 妊娠中絶、性別決定などに関する活動の支援。
- 武器の購入。

Ⅲ-1-4 補助金の使用計画と報告

- ・地区ガバナー、地区ロータリー財団委員長、地区財団補助金委員長が、クラブからの個別プロジェクト申請を基に、「使用計画」を作成します。次に、この役員3名が地区から財団への地区補助金申請書を承認し、オンラインで「使用計画」を提出します。財団で申請書が選考され、承認された後で、補助金資金が支払われます。
- ・使用計画に、3%との事務費と20%の臨時費を含めることが出来ます。

チェック・ポイント1 ―『プロジェクトの活動期間と報告書の期限』

報告に関しては次の点に留意して下さい。

- 地区は、補助金を受領してから12ヶ月以内に、「最終報告書」をロータリー財団に提出します。
- 最終報告書には、使用計画と同じ形式で、補助金資金の最終的な使途を記載します。
- 地区に当初提出した使用計画と、実際の使途が異なる場合は、最終報告書に変更点を必ず明記下さい。
- 1) クラブは、プロジェクト終了後、1か月以内に最終報告書を補助金委員会宛てに提出します。この最終報告書は今までの地区補助金と同様に、①最終報告書、②領収書、③写真、④受益者からの感想等をまとめて提出して下さい。
- 2) クラブは、少なくとも年度内の4月上旬までにプロジェクトの支払を完了させ、<u>5月15日まで</u>に最終報告書を提出してください(支払が完了していれば最終報告書の提出が可能です)。事業活動は5月末日までに終了していただければ結構です。但し、その場合も4月上旬までに完了前報告書を提出して戴き、6月上旬までに最終報告書を提出して戴くことになります。
- 3) 補助金委員会では、各クラブからの報告書を取りまとめて、一覧表にした最終報告書を作成し、次年度の各クラブからの申請を一覧表にした申請書と同時期の6月上旬頃にTRFに提出します。

- 4) 地区補助金の支給は前年度の最終報告書が提出されていることが条件ですので、クラブは最終報告書の早期提出 と2)の提出期限厳守をお願いします。
- 5) この流れが、毎年のサイクルとなります。2つの年度が重なる期間がありますので、ご注意ください。
- 6) クラブの報告書は、書類保管の要件に従って、地区が保管します。
- 7) 地区は、地区補助金の使用について、毎年クラブに報告する責務があります。

Ⅲ-1-5 奉仕プロジェクトのフロー

- ・ 特定された地域社会のニーズ
- ・ 活動内容と期待できる成果
- ・ 重点分野との関連性
- ・大まかな予算





目標を選ぶ

持続可能かどうか判断する

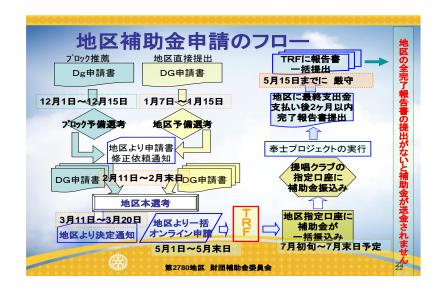


地区に申請書・予備審査

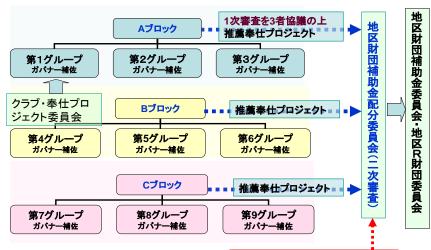


R財団へオンラインにて申請書

Ⅲ-1-6 地区補助金の申請期限とフロー (2013.6.15-部改定)



2780地区R財団補助金ブロック推薦のフロー



ブロック推薦枠未達成の場合直接申請可: クラブ・奉仕プロジェクト委員会

Ⅲ-1-7 地区補助金の補助金申請限度額

チェック・ポイント2 ―地区補助金の資金

・・・・・文中のドルは全て米ドルと読み替えてください

a.新補助金システム2年目以降についての地区補助金の申請は、申請年度より2年前の年次基金寄付額に応じて、 下表の通り申請上限枠を設定します。但し、補助金支給額は当年度のDDF予算額並びに地区内の申請状況により 申請額が調整されますので、上限を保証するものではありません。

基準は以下の通りです。

「2015-16年度申請 2016-17年度実施分」 当該年度6月末日のTRF発表の月次寄付報告に基づく

3年前のクラブー人平均寄付額	補助金申請枠 (多クラブ協同提唱の最上限は1万ドル)
200ドル以上は	2,500ドル+1,000ドル×n(但し、上限は3,000ドル)
100ドル増額毎 にプラス(n)	例:平均寄付額520ドルの場合2500+3000=5500ドル
100ドル~199.99ドル	1,000ドル以上~2,500ドル
0.01~99.99ドル	1,000ドル以上~1,500ドル
0 クラブ	参加資格なし

- b. 第2780 地区財団補助金委員会の選考に於いて、ロータリー財団の方針に最も適った奨励人道的奉仕プロジェク トであると判断された場合には、上限枠とは別途に奨励補助金が付加されることがあります。
- c-i. 複数の協同提唱クラブの場合は、代表提唱クラブの上記枠に、他の協同提唱クラブの夫々の該当枠の50%の 総和を上限枠とします。例:[代表提唱クラブ 180 ドル、A 協同提唱クラブ 220 ドル、B 協同提唱クラブ 320 ドル、C 協同提唱クラブ 95ドル]の場合 《2,500ドル+(2,500ドル+3,500ドル+1,500ドル)/2=6,250ドル≫ 従ってこ のプロジェクトの上限枠は6,250ドルとなります。
- c-ii. 多クラブ協同プロジェクトの最上限は1万ドルとします。

Ⅲ-1-8 クラブ拠出金と補助金プロジェクト予算総額の条件

● 地区補助金を申請する際は、クラブからは 1,000ドル以上で、且つ補助金の 20%以上の現金拠出をお願いしま す。補助金最低額が 1.000ドルですから、クラブ拠出金の下限 1.000ドルと合わせて、プロジェクト予算の下限は 2.000ドルとなります。なお、申請書の選考を通過した以降に地区補助金委員会の承認を得て使われた、申請年度 の事前調査費用並びに施設使用予約金等の前払い費用について、補助金の15%まではクラブ現金拠出金と見做 し、プロジェクト予算の現金拠出から控除出来るものとします。 尚、グローバル補助金は DDF の 10.5%をクラブの 現金拠出としてお願いします。また、奨学金は別途の扱いとなります。

Ⅲ-1-9補助金の支給方針

- a. 人道的なプロジェクトへの支給は、逼迫性、緊急性、受益者の数、人道的重要度、等を選考の主眼とします。
- b. 奨学金の支給は、優秀な学生でかつ経済的に困難な状況にあるかどうかを十分に選考します。 尚、高校生の奨学 金の詳細は別途「国際ロータリー 第278地区高校生奨学金制度」を参照ください。
- c. 職業研修チームについては、目的が明確であるか、効果が十分に期待出来るか、チームメンバーは優秀か、予算 は合理的なものであるか等を中心に検討致します。
- d. 補助金の支給については、地区補助金の各分野への配分予算額を超える申請があった場合は、人道的プロジェクト並びに重要度を優先し、3年前の申請クラブ一人平均寄付額を参考とする競争性により決定します。
- e.DDFの地区補助金予算の内、原則としてクラブ奉仕プロジェクトに 7 万ドルを目途とします。その内 <u>80%以上</u>を 2 年前の寄付実績に応じて各ブロックに比例配分し、<u>20%以下</u>を地区直接申請分並びに奨励奉仕プロジェクトの補助金加算分とします。

チェック・ポイント3 ―地区補助金プロジェクトのテーマ設定前の留意点

- ①プロジェクトは、人道的なもので、本当に困っている人々を支援するものであることが望ましい。
- ②人道性があり、地域の緊急(優先順位の高い)ニーズに応えるものであることが望ましい。その為にも事前のニーズ調査は必須であります。
- ③贈呈される物品は、不特定多数(受益者数、最少6名以上)の人々の為に利用されること(金品の贈呈だけが目的のもの、あるいは特定の人に贈る場合は不適格となります)が前提となります。
- ④建物の新築は不適格です。増改築は認められる場合もあります。 貯水池、掘り込み式便所、トイレー式、給水設備、井戸の建設は認められます(それ以外はご相談下さい)。
- ⑤教育的分野では、国内や海外の大学で学ぶために、援助を必要とする(経済的に恵まれていない学生で、かつ成績、資質の優秀な学生に奨学金を提供する事業を主としてお考えください(専攻分野は自由、高校・大学・大学院のいずれでも可、期間は2年以内です)
- ⑥職業的分野では、職業に関連する技術の修得や特定の分野において現地の人々を指導する目的をもった専門職 に携わる人々から成る職業研修チーム事業を立案下さい
- ⑦経済的に困っている学童のための学用品の寄贈や教育費として絶対必要と認められる費用の使途指定現金贈与 は認められる場合があります
- ⑧地域社会のニーズの高い子ども達の研究学習放課後プログラム支援事業も可能ですが、補助対象とならない場合もありますので、事前に補助金委員会に御相談下さい
- ⑨**単なる文化的な体験学習やイベントは不適格です。**(地域の障害者や高齢者の為の支援事業は適格です。(単なる娯楽的なものも対象外です)。
- ⑩国際間の青少年の異文化研究交流による相互理解促進的な事業で、国際間の平和構築に特に効果があると考えられる事業であれば可です(単にクラブ相互の友好交流的なものは対象となりません)
- ⑪学生の為の就職面接試験トレーニングの様な就職支援事業も、教材費や会場費は認められることもあります
- ②青少年健全育成のために重要と考えられるスポーツ大会も認められる場合がありますが、選考優先順位は下位となります。(障害者や高齢者の健康増進や機能回復に寄与するような目的のものはなお良いと思われます)
- ①コンサートや単なる文化講演会並びにお祭りや行事への協賛、史跡の標識やモニュメントに類したものは不適格です。
- (4)ホーム・ページ作成の費用は不可です。
- ⑤障害者をサポートして美術館へ招待する時の、障害者のチケット代は認められますが、**目的が鑑賞だけで終わらないよう、次の**⑥と同様な工夫が必要です。
- (⑥植樹や環境保全、環境美化事業、公園の遊具、ベンチ、維持管理道具類の寄贈も次の目的であれば認められますが(支援の目的が環境問題や青少年育成、障害者への支援など、困っている状況へ問題解決の一助である方が 望ましい)。目的が明確でない場合は優先順位が下位となります。
- ①他団体が手がけた事業に協賛するようなプロジェクトは適格ではありません。
- ®継続事業や申請前に既に手がけられた事業、承認される前に支払われたプロジェクトは対象外です。但し、事前 調査の目的でパイロット・プランが行われた場合は、既存の継続事業でないことを明確にする必要があります。
- ⑩既に行われた同様なプロジェクトでも、<u>地域と受益者</u>のどちらも違う場合は認められますので、事前に地区補助金配分委員会まで相談下さい。

その他の留意点

- プロジェクト実施の為の受益者の傷害保険料及びプロジェクトの物品購入の消費税は認められます。(ロータリアンの為の費用はすべて不適格です。)
- プロジェクト終了後1ヶ月以内に、補助金資金の全ての支出の領収書の原本は最終報告書と同時に地区へ提出して 頂きます。

申請書の留意点

- プロジェクト名は、プロジェクトの内容を短く端的に表現し、何のためにするのかの目的も明確に記述して下さい。
- プロジェクトの説明に付いては、地域社会のニーズが大変強いこと、人道的に如何に必要なものであるか、本当に困っている人々の為のものであるかどうかが十分に理解される様な記述として下さい。
- ○ロータリアンの参加に付いては、具体的な記述として下さい。
- 予算は、地区補助金の対象となるものに付いてのみ記載して下さい。(支出は日本円で記載して下さい。)

【補助金に関する決定事項】変更事項 2014.7 号の財団ニュース参照

2014年4月の管理委員会で地区補助金の要件などの変更が決議されました。

・ 地区補助金の要件:

地区補助金で、青少年プログラム(ロータリー青少年交換、RYLA、ローターアクト、インターアクトなど)、建設(低廉住宅を含む)、協力団体の職員による補助金関連の旅行、奨学生のためのオリエンテーションセミナー、補助金管理セミナー、主にロータリー以外の団体によって実施されている活動に資金を充てることができるようになりました。ただし、補助金の要件の範囲内での緩和となりますので、プロジェクトはロータリー・クラブまたは地区が提唱者として内容を把握し領収書の保管など資金管理をしなければなりません。また旅費を伴う場合は BCD トラベルを利用し、利害の衝突の観点から、青少年交換学生として派遣する場合でもロータリアンの子、孫などに補助金を利用することはできませんのでご注意ください。

この変更は即時適用となります。

Ⅲ-1-10 地区内補助金選考の方針

第2780地区における補助金活用プロジェクトの申請書並びに申請書の地区内選考に当たり、RIやR財団の理念や方針に沿うと共に、当地区独自の方針についても情報を共有し、誰もが、共通の価値観と評価基準を以って、公平・公正な選考が行われることを目的とします。従いまして、次の≪3つの基本的考え方≫が選考基準に反映されています。

1) 理念とスローガン

① 財団の使命

ロータリー財団の使命は、ロ**ータリアンが健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じ**て、世界理解・親善・平和を達成できるようにすることである。

② スローガン

・・・世界でよいことをしよう

「ロータリアンは、ロータリー財団の使命を推進するため、長期にわたって、平和の構築、保健と教育の改善、貧困救済に取り組む奉仕を行ってきました。

未来の夢計画は、ロータリアンが関心を寄せているいくつかの重要分野におけるこれらのテーマに一層着目し、ロータリアンの奉仕、そしてロータリアンと財団による功績が世界中で認められるよう、他団体と協力しながらさらに素晴らしい機会を切り拓いていくものです」

2)優先課題

RIの戦略計画の3つの優先項目

- ① クラブのサポートと強化
- ② 人道的奉仕の重点化と増加ポリオを撲滅する
 - ・・財団の6つの重点分野に絞る
 - ・・他団体との協力やつながりを深める
 - ・・地元と海外の地域社会で多大な成果をもたらすプロジェクトを創造する
- ③ 公共イメージと認知度の向上
 - ・・イメージとブランド認知の調和 ・行動主体の奉仕を推進する ・中核となる価値観を強調する

ロータリーの中核となる価値観

『地域の人々の生活を改善したいという情熱を 社会に役立つ活動に注いでいる、 献身的な人々の世界的ネットワーク』

3).奉仕プロジェクトの考え方

私たちの奉仕活動は、どれだけの人を支援するかというよりも、支援した人々にどれ程の良い影響をもたらしたかであり、もたらした期間の総和が貢献度を表します。

また、私たちの貢献度(成果や効果)を決めるのは影響を受けた側であり、影響力の総和はプロジェクトのシステム にどれだけの持続可能性があるか、そしてニーズにどれだけ応えたかが重要な鍵となります。結果として貢献度 が高いほど、心の報酬が高く、私たちは存在意義を実感することができますし、クラブが活性化します。

① 第1次申請書予備選考

- -1 地区補助金とグローバル補助金は別枠選考ですが方法はほぼ同じとなります。
- -2 申請書の受付は理由に関わらずガバナー補佐は拒否できないことになっています。
- -3 ブロック選考はガバナー補佐の公平な協議にて選考し、推薦理由を付し補助金配分委員会に回付します
- -4 補助金配分小委員会は、ブロック推薦の意向を尊重すると共に、地区全体の中からRIおよびR財団の方針に沿い、6つの重点分野が意識された、選考基準点の高い人道的・教育的プロジェクトには、上乗せした配分をしていきます。

②地区内申請書最終選考手順(共通)

- -1 申請段階では、予備選考を通過したブロック推薦の申請と地区直接申請を一緒に選考します。
- -2 DDFの予算の公平性を保つために、2年前の財団寄付実績を基準に補助金申請額の上限を定めます。
- -3 申請数が多くDDF予算を超える場合は、①-4の基準に沿い個別に申請額の減額をお願いする場合があります

地区補助金申請書の選考基準

(重要な選考項目)

質と量の観点で選考されます。

- i 目的の明確性・優先度(地域社会から見た必要性と緊急性)と
- ii ニーズ調査と受益地域社会の活動への関与
- iii 持続性と受益者への影響力(達成目標・貢献度と成果測定指標)
- iv 協力団体との協力度。
- v プロジェクトの広報とメディア活用計画。
- vi ロータリアンの主体性、関与度、独自性(ロータリーらしさ)とネットワーク活用度。 プロジェクト内容に ト記の項目がどのように組み込まれているか質と最の組占で選考されます

プロジェクト内容に上記の項目がどのように組み込まれているか質と量の観点で選考されます。(全項目が充足されなくても可)

Ⅲ-2-1 地区補助金申請書 [2780地区補助金指定様式D1601]その1

				2015.4	4.1修正	案		2780	地区補助金指定模	(式D1601号
	国際口	1ータリ	一第2	780地	这 :	2015-1	6年度	申請(16	3-17年度実施)	
地区補助金申請	生									
提出日	年	月	E	3					補助金番号	
a.提唱クラブ名					(会長	名)			クラブ補助金委員	名主たる役割・責務
									E-mailアドレス	
a-2(英文)					(英文)				(連絡窓□)
									E-mail:	
b.プロジェクト名										(プロジェ外管理)
									E-mail:	
b-2(英文)										(財務・文書管理)
c.補助金承認予定額			ドル				円	レート	E-mail:	
d.プロジェクト・リーダー	氏名:			連絡	先電	話番号:			E-mail:	
e.協同提唱クラブ名										
(海外の場合は国名も) f.補助金銀行口座	△n/= /n			£ 01	1.				口应之美.	
	銀行名:			種別		口座番号			口座名義:	
g.実施予定日(期間)	年	月		3 ~		年	月	B (日間)	
h.実施場所(国·市) i.受益者名(団体)		玉		県•州	1				毒毛菜 D	
j.受益者の所在地									電話番号:	
k.受益者の別在地 k.受益者の人数	+#c+ 1 5	2 = L		5 ±±	因由之	5.253(± Z	. * ∕		E-mail:	. 7
1)事業の目的(何の	構成人員	₹aT	1	6 但扬	思思?	を受ける	<u></u> ∧ ₩:	~ ~	恩恵を受ける年数	年 年
ためにどのような解決・										
改善をしますか)										
2) 事業概要(具体的 活動内容等)										
3) 成果目標と測定 指標(達成目標値と測										
定方法: 時系列評価基										
4) 事前調査(該当地										
域の困っている状況調査:統計数値と地域が最										
も解決・改善を求めてい										
る声など)										
5)RCの具体的役割										
(提唱クラブの役割・責務										
と目標をどのように満た すかの行動計画を記述し										
て下さい。)	ロータリ	アンの子	定延べ	参加人	数:		予定	延べ回数:		
6) 受益団体の役割										
と影響度										
7) 効果の持続性 (RC										
の支援活動終了後にお										
ける効果の持続的影響 の仕組みと: 人財育成、										
メンテナンス、維持財源)										
8. 協力団体等 (協力団	協力団体	本名:						所在地:		
体が関与している場合、								· / · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		•
団体名と、選んだ理由と 役割を記述して下さい)										
	-									
ア活用(広報担当者名										
と予定メディアも記入)					,					
クラブ広報担当者	氏名				役割					

Ⅲ-2-2 地区補助金申請書 [2780地区補助金指定様式D1601]その2

収支予算計画	卜管理、広	報、標	識、	旅行、授第	(当な样	。これ	らの	予算を	裏付け	ける書類	(業者から	50	、運営、プロジェク 見積書など)を添 いてください。
資金計画	①補助金	申請額	į			円				ドル			
	②クラブ拠	出金				円				ドル			
	③その他					円				ドル			
	収入合計				0	円				ドル			
声情出 支	費	用項		名	単	価		数量	単位	計			添付見積書NO
1							×					円	
2							×				0	円	
3							×				0		
4							×				0		
5					ļ		×				0		
6							×				0		
7							×				0	円	
8					総事業	費(ブロ	コジ	ェクト支は	出計)		0	円	

Ⅲ-3 ロータリー財団の補助金プロジェクトの表示に関する指針



プロジェクトの種類

(例: 井戸、学校の机、本の供給、X線検査装置の設置、など) ロータリー・クラブ名および(または)地区番号 プロジェクト実施国の国名

ロータリー・クラブ名および(または)地区番号 プロジェクト実施国以外の国名

上記以外に参加するクラブ/地区

本プロジェクトは、国際ロータリーのロータリー財団からの 補助金により実施されるものです。



地区補助金完了前報告書並びに完了報告書

漏れなく記入の上、以下にご返送下さい

国際ロータリー第2780地区ガバナー事務所

〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢 22-7-501 TEL:0466-25-8855 FAX:0466-25-8866

E-mail:g-office@d2780.rotary.bz

■お願い事項

- <u>完了報告書</u>:地区補助金を受け取れば、プロジェクトが完了する時点で提出することになっています。 プロジェクト完了報告書は地区補助金がすべて支出されてから2カ月以内に、全支出の領収書とともに地区に提出することが義務づけられています。当地区の締め切りが5月末となっており、5月末までに完了報告書を提出出来ない場合は、<u>完了前報告書</u>にて一旦**5月15日**までに報告して頂き、完了後速やかに正式な完了報告書を提出してください。
- **書類の保管**: 地区補助金の完了から少なくとも10年間は、各報告書のコピーと全支出の領収書コピー、及び プロジェクト会議等の全議事録、活動記録写真を、紙のファイル綴りと電子ファイルの2種類にし、記録保管してください。なお、記録写真は<u>開始前の状況と完了後の状態</u>が分かるもの(形態変化がない事業は開始時の式典、並びに完成式や引渡し行事の様子)と、活動プロセスが分かる経過記録の写真を少なくとも合計10枚以上添付して下さい。書類の保管について詳しくは「事務・財務管理マニュアル」を参照ください。
- 一貫性を保つため、報告書には円貨のみをご使用ください。
- **残余金**:完了報告書の時点で、万が一クラブ拠出金を超える残金がある場合は、超過残余金額を地区の地区補助金銀行口座(横浜銀行藤沢中央支店普通口座:<u>6107380</u> 名義:<u>RID2780 ロータリー財団地区補助金 委員長 伊藤延雄</u>)に返金ください。また、残余金のうちクラブ拠出金の範囲額は補助金口座から支出しクラブ会計に繰り入れ、口座をゼロした上で閉鎖してください。地区補助金専用口座に戻していただきました残金は地区よりロータリー財団に送金いたします。(2014年5月15日改定)
- ロータリアンの参加が目に見えて分かり、出版物に載せる価値があると思われるプロジェクトがある場合には、RIのウェブサイト(www.rotary.org)から入手可能な「ロータリー・ニュース情報書式(ロータリー・プロジェクトの成功例)」に記入し、写真を添えてご提出いただくこともできます。受益者や実際に活動しているロータリアンの姿を写した写真を添付してください。

「必要な添付書類」

- ① 預金通帳(入出金明細)を添付し、地区補助金に関連する項目(出納金)に印をつけてください。
- ② 全支出の支払承認書(裏面に振込依頼書副本・領収書等確証書類を貼付)(すべて原本)
- ③ 記録写真(最低10枚以上)並びにメデイア等に掲載された新聞雑誌の切り抜き、または報道された DVD
- ④ プロジェクト会議並びに受益者や協力団体、協賛クラブとの打ち合わせした主な議事録

完了報告書ならびに添付資料は電子ファイルにて地区ホームページ「Web共有」にアップしてください。 但し地区補助金が5千ドル未満のプロジェクトはガバナー事務所宛ての送信でも結構です。添付資料のうち②の支払承認書・領収書等は写しではなく原本となりますので、これは別途クラブ名と補助金番号を付してご郵送下さい。



地区ロータリー財団委員会への報告 地区補助金

国際ロータリー第278区ガバナー事務所

〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢 22-7-501 第一相澤ビル5階 TEL:0466-25-8855 FAX: 0466-25-8866 E-mail:g-office@d2780.rotary.bz

地区補助金に関する情報 (空欄は入力に従って拡張し	ます)
地区補助金番号	提唱クラブ
報告期間 から	まで 完了前報告書 完了報告書
クラブへの質問	
1. クラブ指導者(署名される会員)はプロジェクト進捗状況	元について十分に把握されていますか。
2. 地区補助金の実施を通じて学んだこと(教訓)を教えて	てください。
3.どのような広報活動をされましたか?メディアの具体的	な活用とその結果を教えてください。
4. 地区補助金の結果、クラブにどのような影響がもたらさ	されましたか。該当する項目すべてに印を付けてください。
当クラブにおいて人道的補助金活動に参加する ロータリアンが増えた。	当クラブにおけるロータリーの国際的ネットワ ークが強化された。
当クラブの年次寄付が増えた。	当クラブのクラブ会員数が増えた。
地元地域社会のニーズに対する当クラブの認識 が高まった。	地区補助金への参加は、当クラブに顕著な変 化をもたらさなかった。
5. ご経験から、地区補助金をどのように改善することがで	できると思われますか。
財務概要報告 (本報告書を通じて円で記入 2014 年	7月レート 1ドル=102円)
	金額
6. 地区補助金受領予定額(完了前)あるいは受領額(完	了)
7. 地区補助金の利息収入	
8. 完了報告書に財務取引を裏付ける預金通帳(入出金町する項目(出納金)に印をつけてください。	明細)を添付しなければなりません。地区補助金に関連
完了報告書に記された地区補助金の残金がある場合、地店 普通口座 6066385 名義 第2780 地区ローク	タリー財団委員長 伊藤延雄)に返金ください。
	地区補助金授与と受諾の条件に従って使用される(完了:をここに証します。監査の必要が生じた場合に備え、地します。
クラブ会長氏名	
クラブ会長署名	日付

Ⅳ グローバル補助金に関する 2780地区の方針

グローバル補助金申請書と申請書のチェック・シート

- 注:2012年11月の改正で、申請書はウエーヴのオンラインにて自己チェックとなり、TRFへの提出は不要となりましたので、地区内の予備選考のみとなります。
- 地区補助金(以下 DG という)とグローバル補助金(以下 GG という)の申請書は、会員アクセスを 通じてオンラインで提出できるようになります。ロータリー財団(以下 TRF という)への GG 申請書 には期限の定めはありません、従って随時受け付けられます。GG の申請の際に具体的にどのような情 報が必要となるのか、まだよくわからないという方は、以下の情報をご参照ください。
- ●申請手続きには2つのステップがあります。「補助金プロジェクトの提唱者」(以下提唱者という)は 先ず、活動計画と目的を簡潔に説明した申請書並びに申請書を用意します。その後、記入漏れがな く、受領資格を満たしているかどうかをオンラインにて自己チェックで判断します。
- ●申請書が受領資格を満たしている場合、詳細な申請書をオンラインにて提出します。
- グローバル補助金の申請には、数値データを用い、具体的な活動内容を記述し、達成すべき目標と効果 を測定可能な指標で示してください。必要な主な情報は以下の通りとなります。

Ⅳ-1 グローバル補助金の申請書の書き方

- ・実施国と援助国の提唱者に関する情報
- o 実施国と援助国の提唱クラブ/地区の情報とそれぞれの連絡先等申請書の要求事項は満たされているか?

i 地域社会のニーズ (ニーズ調査) の説明

- o 恩恵を受ける地域社会と特定されたニーズに関する、具体的な現状を表す指標と説明
 - ・ 該当地の人口、ニーズに関連する生活習慣、特定された**ニーズに関する数値的データ**(年間の対象者数或いは疾病発生数・発生率など)
 - ・ そのことを要因とする直接な困った状況及び派生的問題・経済的負担などの説明が記述されているか?
 - ・ その調査は誰がどのようにして取得したかの調査方法と、参考データを引用した場合はその出典 先が明示されているか?
 - ・ 説明に使用される指標は、 グローバル補助金 モニタリングと評価のツールキットの重点分野の 該当する指標であるか? *末尾の注釈①「地域社会の調査」を参照下さい
 - o <u>現在そのニーズにどのような対応が取られているのか、申請する活動はニーズをいかに満たすこと</u>ができるかについての説明
 - ・ ニーズに関連する社会インフラや行政・宗教団体等がどのような対応しているか(対応が全くない場合はその旨を)、不足する対応に対し、申請する活動は具体的にどのような解決に繋がるのか、また解決すべき目標にはその活動はどの程度の質と量が必要なのか等を具体的な数値を以って説明できているか?
 - ・ 当該地域では、そのニーズに対応する他奉仕団体の活動が無い状況を説明しているか?

ii 活動またはプロジェクトの簡単な説明

- o 申請する活動の概要
- o 活動に関与する協力団体または大学
 - 協力団体の信頼性と財務的な評価が説明されているか、またそのニュースソースは?
 - ・ その組織の活動実績とニーズを解決するための専門分野の優位性の説明は?
 - ・ 協力団体の組織内容や規模を現す説明(構成人員、資格とその数)と受益者との関係
- o 受益者となる地域社会がどのように活動に関与するのかについての説明
 - ・ 受益者(地域社会・団体)の対象窓口(活動に参加するする部署や委員会等)と構成人員、関与 する内容と役割について、
 - ・ リソースとしての人材活用の計画が可能(地域関係者に改善のための活かせるスキル)であることを
 - 予定される参加延べ人員、期間などについて

ο 開始予定日と終了予定日

ü重点分野

- o <u>重点</u>分野の特定
 - ・ 活動の中心目的と効果は重点分野のどれに該当するのか、また間接的に派生する効果はどの分野にまたがるのか(2780地区HP「重点分野:目的と目標(2012年6月)」を参照)

*末尾の注釈②「重点分野の直接的な影響と間接的な影響」を参照下さい

o 申請する活動が重点分野の目標をどのように達成できるかについての説明

iv成果の持続と測定可能性

- o 期待する成果、および関係者がどのように成果を持続していけるかについての説明
- v 大まかな予算と全体の資金計画

Ⅳ-2 グローバル補助金の申請書の書き方

Ⅳ-2-1 実施国と援助国の提唱者に関する情報

- o 実施国と援助国の提唱者の補助金委員3名(ロータリアン)の情報
 - ・活動またはプロジェクトの詳細
- o 活動またはプロジェクトの場所についての説明
- o 計画の各段階についての説明

派遣する奨学生または職業研修チームのためのオリエンテーションの計画補助金資金で購入される品の関税手続き、修理・管理の手配、所有者の特定

- o 計画の実施に関する説明
- o ロータリアンが計画立案と実施に参加する具体的な例
 - ・ 企画が提唱クラブの発案で当初の段階から主導的に動いていることを
 - ・ ロータリアンが自ら汗する計画であり、プロジェクトにおける主たる役割は何か、
 - ・ 受益地域の改善に提唱クラブのリソースで何ができるか
 - RI とロータリー財団の理念と趣旨に沿った、国際ロータリーにとって相応しいことを
 - 大多数のクラブ会員の賛同が得られることと、延べ参加ロータリアンの人数等の記述
 - プロジェクト予算の大半が DDF やクラブ及びロータリアンの拠出金で賄われるものであることを
- o 補助金期間に奉仕活動に参加するロータリアン以外の人物(奨学生、職業研修チーム メンバーなど)
- o協力団体の詳細な連絡先と記入済みの協力団体の覚書は、RIのHPより参照下さい。
 - ・または、Dropbox→1)FVP 移行準備→ (8) TRF オリジナルリソース→補助金立案・計画・申請申請・授与と受諾・資格のファイルを参照下さい。

Ⅳ-2-2 重点分野

- ο 重点分野の特定
- o 申請する活動が重点分野の目標にどのように取り組むかについての詳細な説明

Ⅳ-2-3 成果の持続と測定可能性

末尾の注釈③ 「持続可能性とは」を参照下さい

- o 活動またはプロジェクトの明確な目的
 - ・ 受益者のニーズを満足させるだけでなく、R 財団の目指す波及効果と長期的効果が得られ、貢献度 と社会的意義の高いものであるか?
- o 明確な目的に向けた進展状況を測定する方法
 - ・活動のプロセスと結果の測定可能な数値目標と測定指標並びに評価の方法が記述されているか? グローバル補助金 モニタリングと評価のツールキット 及び末尾④を参照下さい
- o 活動またはプロジェクトが受益者となる地域社会の能力をいかに伸ばすことになるかについての説明
 - ・ 受益者や地域社会が自主運営を可能にする人材育成とは、受益社会の人々が自立する為の、組織を運営する知識や、ニーズを改善する専門的能力を伸ばす研修がどのように組み込まれているか?
 - ・また、その研修システムの自主運営を可能にする指導者(トレーナー)の育成が計画されているか?
- o 補助金が使われた後もどのように成果を持続させるかについての説明

- ・ プロジェクトを維持管理するため、地域の人々を中心とした恒久的な委員会設置や仕組みが計画されていることが記述されているか?
- □ メンテナンスの補修部品・調達方法の仕組みやサービスに対する使用料を設けるなど、継続できる運営資源 を確保する仕組みが記入されているか?

Ⅳ-2-4 詳しい予算

末尾の注釈⑤を参照下さい

- o 予算項目、提供者/業者、地元通貨での金額、米貨での金額
- o 為替レート

Ⅳ-2-5 全体の資金調達計画

末尾の注釈⑥を参照下さい

- o DDF
- o 現金拠出
- o ロータリー財団に申請する補助金額 上記に加え、奨学金や職業研修チームを支援するグローバル補助金の申請には、以下の書類が必要となります。

Ⅳ-2-6 奨学金

o グローバル補助金 奨学生の参加申請書

Ⅳ-2-7 職業研修チーム

末尾の注釈⑦を参照下さい

- o グローバル補助金 職業研修チームの参加申請書 未来の夢計画
- ο 職業研修チームの日程表

Ⅳ-3 グローバル補助金 2780 地区利用上の留意点

Ⅳ-3-1 グローバル補助金の条件と計画の要点

- ① ロータリーが存在する国或いは地域であること
- ② 長期的に大きな成果が得られる大規模で国際的な活動
- ③ 6重点分野に直接且つ、間接に複数関連すること。
- ④ 持続可能且つ、測定可能であること。*
- ⑤ 活動が地域社会の真のニーズに基づいていること。
- ⑥ 二つのクラブまたは地区(実施国提唱者と援助国提唱者)が提唱すること。
- ⑦ 協同提唱者双方が、全てのグローバル補助金活動の計画と実施に主体的に且つ、積極的に関わること。
- ⑧ モニタリング・評価・活動結果の広報と報告の方法が計画に組み込まれていること。
- ⑨ その他:受益地域の文化・宗教・環境に配慮していること。協力団体は信頼できる定評があることと全法律の範囲で行動することを確認すること。

※ 持続可能性とは

完了後も地域社会の継続的ニーズを満たす為に、プロジェクトがもたらした影響を長期的に持続できることと定義。地域社会に長期的な成果をもたらす活動支援であること。計画段階が重要、末永く成果を持続可能な計画が必要。

- (ア)自主運営を続けるために、地域社会の人々のシー知識や能力を伸ばす人材育成の研修が重要。
- (イ)プロジェクトを継続管理するため、地域の無比飛びとを中心とした恒久的な委員会設置の必要性。
- (ウ)活動を継続しメンテナンスを続けるためのサービスに対する使用料を設け資金を確保する。
- (エ)地域の人々が収入を増やし、経済的な安定性が得られる収入の確保に章典を当てる。

Ⅳ-3-2 奉仕プロジェクト「申請書の事前準備」の要点

- 調査目的は信頼関係の構築 ― 熱意を以って取組めるニーズを見定める(地元の知識を信頼)
 - Ø 技術面で必要とする地元以外の専門家の意見は、何時でも得られる。
 - ・人材をフルに活用する。
 - Ø 資金には限りがある、貴重なリソースとして人材も利用。

- ・人々を奉仕の実施者と受益者に分けない。 全員が何らかの役割で活動に貢献できることを意識して調査。
- Ø クラブ会員に、地域社会の改善の為に何ができるかを尋ねる

IV-4記載内容のキーポイント ・・・ロータリー財団管理委員会を納得させるコツ

- ① 現地の状況:具体的な統計数値や調査データを駆使し、公平かつ比較可能な記述。
 - ニーズ調査: 調査には提唱 RC や地元の様々な人々の協力を得ること、受益社会や団体が 持つリソースの可能性を調べることも記述。
- ② 提唱 RC の主体性と関与度、
 - 受益社会、支援者との連携:連携手段と頻度、現地への参加頻度と延べ人数を具体的に記述。 持続可能性:現地の自主運営を可能にする、職業訓練、メンテナンス、自主財源、行政や団体の恒久支援組織などの仕組みについて。
- ③ 支援の確保方法を記述。
 - 予算計画:業者選定は入札プロセスによって、妥当な価格で高品質の物資やサービスが得られること、見積も り等すべての記録保管方法も記述。
 - ⑤ モニタリングと評価・広報計画 数値目標の設定と外部への広報(メデイアの活用)も記述。

Ⅳ-4-1 選考基準に適う 申請書の記述とは (申請書項目のキーポイント)

配分点数

i	目的の明確性・優先度(地域社会から見た必要性と緊急性)								
ii	ニー	ズ調査と受益地域社会の活動への関与	200						
iii	持続性と受益者への影響力 (達成目標・貢献度と成果測定指標)								
iv	協力	団体との協力度。	100						
V	プロ	ジェクトの広報とメディア活用計画。	100						
vi	ロー	タリアンの主体性、関与度、独自性 (ロータリーらしさ) とネットワーク活用度。	100						
		ジェクト内容に上記の項目がどのように組み込まれているか質と量の観点で選考され です。 (全項目が充足されなくても可)	1000						
i	目的の	優先度と事前準備の充実度、地域社会から見た必要性と緊急性-申請書項目 1.2.4	300						
項目	枝番	申請書の1) 2) の項目が「受益地域が最も解決や改善して欲しい」ことが目的になっていますか							
1)	1	テーマの目的が明確で優先度が高く、RIの戦略計画や R 財団の使命に相応しい内容か	150						
2)	① ②	受益者の QOL(生活の質)の向上が質と量の点で期待できるものであり、しかも人・物等 資源も具体的で投入したリソース以上の効果をもたらす実行性の高い計画であるか	100						
4)	3	地域の人々の生活や自然環境に悪影響を及ぼさない仕組みと、社会的弱者に配慮した計画となっているか	50						
ü	=-	ズ調査と受益地域社会の活動への関与 -申請書項目4)	200						
4)	1)	受益地域で必要とされる様々なニーズ(真のニーズ)を把握し、最も優先順位が高く、 今までに他団体の取り組み事例がないテーマを選んだか	80						
4)	2	提唱クラブのしたい事や価値観よりも、恩恵を受ける地域社会の意見や考えが優先され、地域の特異な習慣に配慮された、実効性の高い実施計画となっているか	60						
4)	3	調査が充分で必要数値データが充実していると共に、現地のリソースが活用される計画 となっているか。また、過度の負担や危険や危害を与えないためのリスク調査がされ ているか	30						

4)	4	受益者の関心度や積極的な参加意識も高く、将来の自主運営の可能性が望める	30					
iii	達原	成目標(貢献度・影響力)及び成果測定指標の設定と持続性 -申請書項目3) 7)	200					
	•	「持続可能性とは:補助金資金が完了後も地域社会の継続的ニーズを満たす為に、プロジェクトがもたらした影響を長期的に持続できること」と定義されています。						
3)	1 2	達成目標である、受益者への影響力・貢献度が明確であり、測定可能な指標・尺度も納得性が高く分かりやすいものであるか。また、受益対象者以外の人々にも広くこのプロジェクトが認知されて公共イメージと認知度の向上に繋がるものであるか?	80					
6)	① 受益者や地域社会が自主運営を続ける為に、受益者の本活動への関心度と地域の参加者 の役割が明確で参加しやすい仕組みがあるか?							
7)	① 持続性 :プロジェクトを継続管理するため、受益社会の人々の知識や能力を伸ばす人材 育成の研修が組み込まれが計画されているか? 活動が継続できるメンテナンス方法および、サービスに対する使用料などの自主財源や恒久的な委員会設置等の仕組みが備わっているか。							
iv	受益者	の参加と地元協力団体との協力度。 -申請書項目 6) 8)	100					
8)	1)	パートナーとしての協力団体に、リソースとしての人材活用が可能か(改善のために活かせるスキルの調査)また、どの程度の参画が得られるか、逆に協力団体に丸投げしていないか。	50					
8)	2	協力団体の信頼性の確認質問: ①協力団体の使命はロータリーの価値観と一致しているか。 ②歴史と地域社会での評判はどうか、運営に透明性と公共性が保たれているか。 ③クラブと協力し合い、広報の機会を分かち合う意思があるか。	50					
v	プロシ	ジェクトの広報とメディア活用計画。 -申請書項目 9)	100					
9)	1)	本プロジェクトの趣旨と提唱がロータリー・クラブであることを説明した広報であると共 に、公共イメージと認知度の向上の方針に沿った広報計画が検討されているか。	60					
9)	2	メディアの対象先及びアプローチ方法など具体的な報告及び広報として、ビジュアルツールや数値データ等外部へのリソース提供計画に盛り込まれた(事前調査資料、モニタリングや評価の指標等)計画がされているか、また広報担当を決めているか。	40					
vi	ローク	プリアンの主体性、関与度、独自性(ロータリーらしさ) -申請書項目 5)						
5)	1)	クラブの大多数の会員の賛同が得られた企画で、当初の段階から主導的であり、ロータ リアンの役割が明確で、自らが参加する計画となっているか。	60					
5)	2	ロータリーの理念と趣旨に沿った、ロータリー以外の団体では実行が難しい内容で、プロジェクト予算の大半がDDFやクラブ及びロータリアンの拠出金で賄われた比較的規模の大きい計画であるか。	20					
5)	3	職業奉仕(専門性の組み合わせ)やロータリー。ファミリー等が活かされた計画であるか?	20					

V−プレス・リリース

逆ピラミッド型:プレス・リリースやメディア向けの通信書簡の多くは、逆ピラミッド型の文章構成。最も重要で関連性のある情報を冒頭で示し、段々情報の重要度が下がります。見出しと最初の一文の2箇所が、プレス・リリースの最重要部分。この部分は、編集者や報道者の心をつかめるよう、説得力のあるものでなければなりません。

5 つの W を第一段落、特に最初の文章に含めるようにします。

誰が(Who) 話題の焦点、中心となる人物またはグループ

何を(What) 関与しているプロジェクト

どこで(Where) 番地を含む行事開催場所

いつ(When) 行事の開催日時、人物やプロジェクトが費やした時間

なぜ(Why) 行事、人物、プロジェクトが一般の人々にとって大切な理由

VI-ロータリーの名称と徽章の使用に関する RI の指針

「地区補助金のプロジェクトの命名、およびそのプロジェクトがいかなる書類で言及される場合であっても、次の規定に従う必要があります。

- 1. R.C の名称や地区を伴う使用を除き、「ロータリー」の名称は国際団体としての「国際ロータリー」を指す。
- 2. 国際ロータリーの管理下にない新プロジェクト名やプログラム名に「ロータリー」の名前を使用する場合は常に、徽章に加えて参加ロータリー・クラブの名前や地区を含めなければならず、また「国際」という名称を用いない。
- 3. 「ロータリー」と「財団」という語の使用には、この2語を続けて用いないこと、参加 R.C.名や地区等を付加し、離して使うこと。
- 4. 指針に準拠していない如何なるプロジェクトの命名も、個別に RI 理事会の承認を得なければならない。

参考注釈

注釈① 地域社会の調査

プロジェクトの計画前に、まず、活動が実施される地域社会を調査しましょう。この調査は、

- ①現地で利用できるリソースにはどのようなものがあるか、
- ②どのような問題や真のニーズが存在するか、
- ③これに対する取り組みが既に行われているかどうか、
- ④どのようなアプローチや活動ができるか、
- ⑤地域を改善するために何ができるか
- などを探ることを目的としています。(情報収集のアイデアや手法は、地域社会の調査法の紹介(605)をご参照ください)。
- **第1には**プロジェクトの恩恵を受ける地域社会の幅広い人々から意見を集め、プロジェクトの計画や実施にかかわってもらいます。 **調査の目的は、地元の人々が熱意をもって取り組めるニーズを見定めることです**。 技術面などで必要とされる地元以外の専門家の意見は、プロジェクト立案の段階でいつでも得ることができます。
- **第2には** 利用できる資金には限りがありますが、そのほかの貴重なリソースとして人材も利用すべきです。地域社会の調査では、関係者全員に、地域社会の改善のために各自に何ができるかを尋ねるとよいでしょう。人々を奉仕の「実施者」と「受益者」に分けるのではなく、全員が何らかのかたちで活動に貢献できるということを意識しましょう。
- **第3には**長期的な持続性と受け皿です。補助金が使い尽くされた後に活動の成果を持続させていくのは、地域社会の人々です。従って、長期目標を立てる際には、地元の人々の参加が大切ですし、人々の関心度と適切な人材育成が鍵となります。活動を持続していく人材や支援組織が欠如している場合には、プロジェクトの成果を長続きさせることができません。』

注釈② 「重点分野の直接的な影響と間接的な影響」

『<u>直接的な影響と間接的な影響に注目</u>してください。重点分野に二次的な関連性しかないプロジェクトと、重点分野に十分合致するプロジェクトとでは、大きな違いがあります。

例えば、地域社会にきれいな水を提供する水・衛生プロジェクトは、「水と衛生設備」の分野の「安全な飲み水と 基本的な衛生設備の提供」という目標に一致し、直接的な影響をもたらします。一方、きれいな水を得られることにより。

- 1)下痢疾患を減らして人々の健康状態を改善は(疾病予防と治療)、
- 2) 多くの子供たちが毎日学校に通えることは(基本的教育と識字率向上)、
- 3)その結果、大人が収入につながる仕事に日常的に従事できることは(経済と地域社会の発展)
- 4) 安全な出産と健康な子供の育成は(母子の健康)
- 5)水源をめぐる争いが減ることは(平和と紛争予防/紛争解決) これらは、きれいな水の提供による二次的な成果ですが、重点分野に直接当てはまるわけではありません。 重点分野の目標に加え、プロジェクト特有の目標を立てることも検討します。

目標設定では、具体的で測定可能なものを選びます。例えば、「<u>受益社会の人々の健康を改善する</u>」という目標よりも、「<u>5歳未満で麻疹と結核の予防接種を受けた子供の数を現状より50%増やし疾病数を半減させる」</u>という数値の入った目標の方が明確で測定が可能です。此処がキーポイントになります』

注釈③「持続可能性とは」

「補助金資金が全て使用された後にも、地域社会の継続的ニーズを満たす為に、プロジェクトがもたらした 影響を長期的に持続できること」と定義されています。 奉仕プロジェクトは地域社会に長期的な成果をもたらす活動支援です。計画段階が重要、末永く成果を持続できる計画が必要です。自主運営の取り組みが続けられるよう、地域社会の人々の知識や能力を伸ばす人材育成の研修が重要です。

また、ロジェクトを継続管理する為、地域の人々を中心とした恒久的な運営委員会を設置する必要であり、活動を継続し、メンテナンスを続けるためには、サービスに対する使用料を設けるなど、資金確保の仕組みが必要です。そして、地域の人々の収入を増やし、経済的な安定性を得られるよう、収入確保に焦点を当てることも必要です。

注釈④ モニタリングと評価の計画 の事例

基礎データⅠ: 難民キャンプの1万人の子ども達には、民族や宗教を問わず誰でも参加できるような活動がない。

●測定可能な成果 I

- 1. プロジェクト開始後1年間に、千人の子どもが、複数の民族・宗教グループを交えた活動に少なくとも1回参加する。
 - 2. プロジェクト開始後1年間に、すべての宗教・民族コミュニティの人々が参加する。
- 3. プロジェクト開始から6カ月間に、複数の民族・宗教コミュニティの代表から成る運営委員会を設置し、毎月会合を開く。
- 4. 2年間のプロジェクトの完了時までに、2千人の子どもが、複数の民族・宗教グループを交えた活動に少なくとも1回参加する。

基礎データⅡ:ある市営病院では、乳児の死亡率が15%に達している。さらに、この病院には、僅2人の助産師しかいない。

●測定可能な成果Ⅱ

- 1. プロジェクト開始後2年間に、20人に研修を提供し、そのうち10人が市営病院に勤務する。研修カリキュラムには、妊婦の健康管理も含まれる。
- 2. プロジェクト開始後2年間に、市営病院での妊婦検診と出産を含む一律の医療費を設定する。
- 3. プロジェクト開始後3年以内に、市営病院における乳児死亡率が8%以下に下がる。

注釈⑤ 予算

予算を作成する際には、プロジェクトの目標と、クラブで調達できる資金を念頭に置きましょう。まず大まかな予算を立ててから、利用できるDDFや拠出できる資金はどのくらいかを検討し、必要に応じて予算を修正します。申請時には、予算の詳細な内訳を提出する必要があります。

物資やサービスの価格を調べる際には、最も優れた物資やサービスを妥当な価格で入手できるよう、少なくとも3つの業者から見積もりを取り寄せましょう。業者を選定する際には、選んだ理由を必ず文書に記録し、全業者から取り寄せた見積書を保管しておくことが大切です。入札プロセスで選ばれた業者と関係のあるロータリアンがいるかどうかを調べ、公正さを保つため、このロータリアンがプロジェクト委員会に入らないようにします。

注釈⑥ 資金調達

グローバル補助金プロジェクトための資金を調達する方法は、いくつかあります。

- ・DDF(地区財団活動資金):ロータリー財団から100%(同額)の補助金が上乗せされます。
- ・提唱者(ロータリアン)からの拠出金(ロータリアンからの現金寄付またはロータリアンが実施した募金活動の収益金):WF(国際財団活動資金)から50%(半額)の補助金が上乗せされます(上乗せの下限額は15,000米ドルです)。
- ・ロータリアン以外による寄付金(他団体や個人からの寄付):ただし、協力団体やプロジェクト受益者から寄せられたものでないこと。
 - ロータリー財団への寄付や、補助金の上乗せを得るための拠出金の一部に充てることを目的として、受益社 会の人々から資金を集めることはできません。またロータリアンは、財団から補助金を得ることと引き換え に、受益者から資金を集めることはできません。
 - 提唱者であるロータリアンは、地元の人々の参加を促すためにごく小額の寄付を集め、地元地域のための口座に入れることはできますが、集めた資金はプロジェクトの費用として使用すべきではありません。この資金は、そのほかの目的で使用すべきです(例:掘り抜き井戸を利用する家庭に1ドルを払ってもらい、補助金が終了した後で、各家庭から集めたお金を井戸の修理代に充てる、など)。

注釈⑦ 職業研修:

グローバル補助金は、職業に関連する技術を学んだり、特定の分野において現地の人々を指導したりする目的で、専門職に携わる人々から成る職業研修チームを海外に派遣するために使用することもできます。以下は、職業研修チームの派遣に関する詳細です。

- チームの派遣によって、チームあるいは恩恵を受ける地域社会の能力が高められる。
- 人道的プロジェクトあるいは奨学金と付随して職業研修チームの派遣を行うことができる。
 - チームは、異なる職業に携わるメンバーから構成することもできる。ただし、同じ重点分野を支援するという共通の目的を持っていなければならない。
 - チームの構成は、ロータリアンであるチームリーダーが少なくとも1名、ロータリアンではないチームメンバーが少なくとも3名としなければならないが、参加人数の上限はない。
- 参加者の年齢制限と研修期間の制約がない。(2週間~1ヶ月の事例が多い)
- 1 つの補助金で、複数のチームを派遣することができる。

Ⅲ-1 グローバル補助金 2780地区予備選考申請書様式 その1

地区様式 G1611

	ック第	グループガバナ・	一補佐	殿		申請書提出日:201 年12月	日
グロ] —,	バル補助金	申請書	(2780地区予備選	考用)	地区受付 <u>No.</u>	
実施(受益例]する情報((Identification of hos	t sponsor club/d	listrict and primary contacts)	
①実旅	包括	唱クラブの名称	クラブ 名:		会長名:		
②所在	E地住戶	听	住所:			県/州:	
③地区	≤の情報	嘏	国名:		地区名:		
④連絡	选(代	(表連絡者)	氏名:		TEL:		
⑤連絡	A先E-I	Mail					
®							
援助国	国(D27	80)提唱者に関	する情報 (Id	lentification of inter	national sponsor	club/district and primary contacts)	
⑦援助	加国提	唱クラブの名称	クラブ 名:		会長名:		
⑧所在	E地住戶	折					
③連絡	路先(代	表連絡者)	氏名:		TEL:		
⑩連絡	S先E-l	Mail					
11)							
地域社会のニーズ	つい needs	生そのニーズにと Cの説明(Explana)	ation of how		being addressed	活動はニーズをいかに満たすことがで I and how proposed activities will further	
ノロジェクトの簡単な説明	C.jæs	をする石製の日日	り合物を	ummary от proposed	activities)		

Ⅷ-2 グローバル補助金 2780地区予備選考申請書様式 その2

	d.活動に関与する協力	団体または大学の	List of any coo	perating organ	ization(s) or university((ies) involved) 0	D名称と推奨理由
プ							
ロジ							
ュ	e.受益者となる地域社	会がどのように活り	動に関与する	のかについ	ての説明 (Description	n of benefiting	community's
ク	involvement in proposed ac		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			, -
トの							
簡							
東							
な 説							
明							
開始と 終了		開始予定日	年 月	日	完了予定日	年 月	Ħ
// J	4 乗与八郎の歴史()		· \				
	f.重点分野の特定(Iden	tification of area(s) of	focus)				
	g.提案する活動が重点	(分野の目標をどの	ンように達成で	できるか、につ	oいての説明(Descri	iption of how pr	roposed activity(ies) will
重点	address goals of area of focu						
分							
野							
	1. 物体子2 代用日博/	上し所の細上しょ	ットパ間 伝 本	よとばの トスル	よ用な体体! マン	ナスムのープ	- ナッ (エー カID / ゲ)
	h.期待する成果目標(と結果評価の計画につ						
成果							
の							
持							
続と							
測							
定可							
能							
性							
広	公共イメージ向上の計	画(本プロジェクト	の趣旨と提唱	事がロータリー	-であることの広報	計画を具体的	」に記述)
報							
アとメ							
デ							
1							
概	(Approximate Budget)			<u> </u>			
算	(1) (3)			2 4			
概算予算	5			6			
	⑦			Total=			<u>.B</u>
金全	(General Financing) ①			(2)			
金針体画	③ ⑤			(2) (4)			
	(5)			Total=			<u>.円</u>

グローバル補助金提案書の注意事項

- ①地区内手続き:グローバル補助金の地区内申請書は、ガバナー補佐を通じて提出ルートと、地区補助金配分委員会宛の2 通りがありますが、具体的な時期や方法は80地区財団運営規定をご参照ください(地区ホームページの財団委員会)。
- ②R財団への提案書:地区審査を得た後、ロータリー財団(TRF)に正式の提案書をオンラインで提出していただきます。
- ③R財団への申請書:許諾通知が来たら、その後申請書は随時受け付けられます(但し、6ヶ月以内)。

グローバル補助金の申請の際には、具体的にどのような情報が必要となるのか、まだよくわからないという方は、以下の情報 をご参照ください。

R財団への申請手続きには2つのステップがあります。

1)補助金の提唱者はまず、活動計画と目的を簡潔に説明した提案書を提出します。その後、この提案書に記入漏れがなく、受領資格を満たしているかどうかを判断するため、財団が提案書に目を通し、必要であれば提唱者に追加情報を求めます。2)提案書が受領資格を満たしている場合、次に、詳細な申請書を提出するよう提唱者に通知されます。グローバル補助金の申請には、以下の情報が必要となります。

◇グローバル補助金の提案書に必要な項目(チェックリスト)

- ・実施国と援助国の提唱者に関する情報
 - o 実施国と援助国の提唱クラブ/地区の情報とそれぞれの連絡先
- ・地域社会のニーズ
 - o 恩恵を受ける地域社会と特定されたニーズに関する説明
 - o 現在そのニーズにどのような対応が取られているのか、提案する活動はニーズを如何に満たすことができるかについての説明
- ・活動またはプロジェクトの簡単な説明
- . o 提案する活動の概要
 - o 活動に関与する協力団体または大学
- . o 受益者となる地域社会がどのように活動に関与するのかについての説明
- . o 開始予定日と終了予定日
- ·重点分野
- . o 重点分野の特定
 - o 提案する活動が重点分野の目標をどのように達成できるかについての説明
- 成果の持続と測定可能性
 - o 期待する成果、および関係者がどのように成果を持続していけるかについての説明
- 大まかな予算
- ・全体の資金計画

グローバル補助金の選考基準

採 点 方法	地区補助金 は大枠7項目で配点する。細項目はプロジェクト計画に記述されている主たるチェック・ポイントとなるが、これ以外でも重要な影響力を持つものがあれば考慮し、総合的見地で判定す
	る。 グローバル補助金は、a~jを9項目で括り配点するが、地区補助金と同様細項目は参考チェック・ポイントとし、その他に重要な影響力を持つものがあれば、総合的にみて判定する。
Ш	グローバル補助金の目的と範囲
1	重点分野の一つもしくは複数に関連していること。
2	人道的プロジェクトを支援するものであること。
3	1~4学年間の大学院レベルまたはこれに相当するレベルの教科履修や研究に充てる奨学金を提供する。
4	自身の職業スキルを向上させたり、他者に職業訓練を提供したりすることによって、能力向上(キャパシティ・ビルディング)に貢献できる職業研修チームを支援する。
5	持続可能な成果をもたらす(補助金資金がすべて使用された後にも、プロジェクトがもたらした影響 を長期的に持続できる)こと。
6	測定可能な成果をもたらし、プロジェクトによる影響を数量または目に見える形で説明する。提唱者は、プロジェクトに当てはまる重点分野のロータリー財団評価基準およびプロジェクト特有の評価基準を選択し、それについてのデータを収集しなければならない。評価基準については、「グローバル補助金 モニタリングと評価のツールキット」を参照のこと。
7	ロータリーが存在する国、あるいは地域で実施されること。
8	異なる国(地域)のクラブと地区によるロータリーのネットワ ークの強化を促進すること。
9	補助金プロジェクト実施国(地域)の少なくとも 1つのロータリー・クラブや地区(実施国代表提唱者)と、その国(地域)以外のクラブや地区(援助国代表提唱者)が提唱するものでなければならない。
IV	グローバル補助金の計画と選考の要点
	奉仕プロジェクトはロータリーが存在する国或いは地域で、信頼できるパートナーが存在していること。且つ、事前調査が十分になされ、計画がR財団の目指すものになっているかがキーポイント
1	長期的に大きな成果が得られる大規模で国際的な活動であるか
2	6重点分野の何処に焦点を当てているか。また、2次的波及効果がどのように複数関連しているか を記述しているか。
3	計画は成果が持続可能となる具体的な仕組みが記述されているか、また持続性の効果測定が可 能なものとなっているか。
4	活動が地域社会の真のニーズに基づいていると共に、公共性と認知度を上げるものになっているか。
5	二つのクラブまたは地区(実施国提唱者と援助国提唱者)の活動目的に対する認識は一致しているか、また意思疎通を図る方法が描かれているか。
6	協同提唱者の双方が、全てのグローバル補助金活動の計画と実施に主体的に且つ、積極的に関 わることがどのように担保されているか。また、受益者がどのように参画し役割を担うか。

7	「モニタリングと評価」により、量と質の達成目標が効果測定できるものとなっているか。また、「活
	動結果の広報と報告」にも具体的な方法で計画が表されているか。
8	計画は事前調査や奉仕活動並びに「モニタリングと評価」、双方の提唱者間のコミュニケーション等
	に高度な技術的手法や先端的ITの活用に対して、専門家のアドバイスを受けて効率的運営を図
	っているか。
9	奉仕プロジェクトが受益地域の文化・宗教・環境に配慮しているか、またプロジェクトに参加する
	人々にとって危険に晒されないためのリスク調査が十分になされ、リスク回避の備えができている
	か
	協力団体は信頼できる定評がある旨の調査、また奉仕活動の全てが適法の範囲で行動する
	ことが出きるかの事前調査が充分なされたものであるか。
	※ 持続可能性とは
	完了後も地域社会の継続的ニーズを満たす為に、プロジェクトがもたらした影響を長期的に持続で
	きること と定義されている。
	地域社会に長期的な成果をもたらす活動支援であり、計画段階が重要。末永く成果が持続する仕
	組みが計画に入っていることが必要。
	① 地域社会の人々が自主運営を続けるために必要な、知識や能力・技術等のスキルを磨く人材
	育成の仕組みが計画に入っているか。(受益団体の人的リソースの中でトレーナーを育成)
	② プロジェクトを継続管理するため、受益社会(地域)の人びとを中心とした恒久的な委員会設置
	が計画に入っているか。
	③ 活動を継続しを続ける、メンテナンス用消耗品や部品の調達ルート、並びにサービスに対する
	使用料を設けるなどの、運営資源の確保が担保されているか。
	④ 地域の人々が経済的な安定性が得られる等の、収入の確保に焦点を当てているか。

v	グローバル補助金の申請書に記載すべき項目
1	実施国と援助国の提唱者に関する情報
	・ 実施国と援助国の提唱クラブ・地区の情報と連絡先。
2	地域社会のニーズの説明
	・ 恩恵を受ける地域社会と特定されたニーズ
	・ 現状そのニーズにどのような対応が取られているか、ニーズを如何に満たせるか。
3	活動またはプロジェクトの簡単な説明
	・ 申請する活動の概要
	活動に関与する協力団体または大学
	受益者たる地域社会がどのように活動に関与するか。
	開始予定日と終了予定日。
4	重点分野の説明
	重点6分野の何処に直接的な焦点を合わせているか、併せて2次的効果にも考慮がされている
	か
	・ 申請する活動が重点分野の目標をどのように達成できるか。
5	成果の持続と測定可能性の説明
	・ 期待する成果は効果測定が可能な数値目標で示されているか、また関係者がどのように成果
	を . 持続して行けるかの仕組みが明確になっているか。
	・ 大まかな予算と全体の資金計画
VI	記載内容のキーポイント 財団管理委員会を納得させるコツ

•	現地の状況: 具体的な統計数値や調査データを駆使し公平且つ比較可能な記述
•	ニーズ調査:調査には実施国提唱RCや地元の様々な人々の協力を得て、受益社会や団体が持つリンクでは、これでは、では、では、では、では、では、では、できる。
•	提唱RCの関与度と受益者、支援者との連携:連携手段と現地への参加の頻度と延べ人数を具体的に記述
•	持続可能性: 自主運営を可能にする職業訓練、具体的なメンテナンス維持方法、自主的財源、行政や団体の恒久的支援確保の方法を記述。
•	予算計画:業者選定は入札によって、妥当な価格で高品質の物資やサービスが得られる公平性に 関すること、見積り等すべての記録保管方法も記述。
•	モニタリングと評価・広報計画:数値目標の設定と結果の外部への広報計画を記述。
	Ⅳ.制約事項
	補助金は、いかなるグループも不当に差別したり、特定の政治的・宗教的見解を推進したり、教会やその他の礼拝場所における完全に宗教を目的とした催し物を支援したり、妊娠中絶に関連する活動や性決定のみを目的とする活動を支援したり、武器や弾薬の購入資金に充てたり、括弧内の RI プログラム(ロータリー青少年交換、RYLA、ロータリー友情交換、ローターアクト、インターアクト)を支援したり、ロータリー財団への新たな寄付またはロータリー財団の他の補助金への新たな寄付に充てることはできない。
	これに加え、補助金を以下の目的に使用することはできない。
1	特定の受益者、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援。
2	財団、恒久的信託、利子の発生する長期口座の開設。ただし、セクション XIII に記載された回転 ローンの要件に提唱者が従うならば、補助金資金を小口融資または回転ローン資金を設置する ために使用することができる。
3	土地や建物の購入。
4	人が居住、仕事、営利目的の活動に従事するための建造物、すなわち建物(学校、住宅・低廉仮 設宿泊所、病院)、コンテナ、移動住宅などの新たな建設。もしくは製造や加工といった種類の活 動を営むための建造物の新たな建設。
5	募金活動。
6	地区大会、年次国際大会、研究会、創立記念式典、娯楽活動などのロータリー行事に関連する経 費。
7	人道的活動または教育的活動に直接関連していない広報活動。
8	他団体の運営費、管理費、間接プログラム経費。
9	受益者や協力団体への使途無指定の現金寄付。
10	既に進行中または完了したプロジェクト。
11	ロータリー以外の団体が主体となって開始した活動。
12	国境を越えて手ずから行うワクチンの輸送。
13	主に研究や情報収集で構成される人道的プロジェクト。
14	全国予防接種日(NID)に出向くための旅費。
15	18 歳未満の青少年の海外渡航費(親同伴の場合を除く)。
10 11 12 13 14	既に進行中または完了したプロジェクト。 ロータリー以外の団体が主体となって開始した活動。 国境を越えて手ずから行うワクチンの輸送。 主に研究や情報収集で構成される人道的プロジェクト。 全国予防接種日(NID)に出向くための旅費。



2014 年 5 月TRF管理委員会にて改定され即時適用となっています。 本ハンドブック 2014.8.10 改定更新

ロータリー財団 地区補助金とグローバル補助金 授与と受諾の条件

2013年7月1日以降の補助金に適用

ロータリー財団は、いつでも、この授与と受諾の条件を変更、修正することができる。変更された文書は、ロータリーのウェブサイト(www.rotary.org/ja/grants)に掲載されるほか、ロータリー財団の補助金担当職員から取り寄せることができる。 パッケージ・グラントの授与と受諾の条件はウェブサイトに掲載されている。

I. 補助金の種類

ロータリー財団は、地区補助金とグローバル補助金を授与する。地区補助金は、財団の使命(ロータリアンが、健康 状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすること)と一致する奨学金、プロジェクト、旅行に充てるために地区に一括で支給される。グローバル補助金は、重点分野の範囲内にある奨学金、プロジェクト、職業研修チーム(VTT)、また場合によって旅行のために授与されるものであり、これらは実施地の地域社会が主導し、その成果が持続可能、測定可能なものでなければならない。

II. 受領資格の指針

財団の補助金を活用するすべての活動は、以下に該当しなければならない。

- 1.ロータリー財団の使命に関連していること。
- 2. ロータリアンが積極的に参加すること。
- 3. ロータリー財団、または国際ロータリーに対し、補助金の支給金額を支払うこと以外に何の責任も負わせないこと。
- 4. 米国および補助金の実施地の法律を順守すること、また個人あるいは団体に害を与えないこと。
- 5. 実施に先立ってロータリー財団により審査され、承認された活動のみに使用すること。既に完了済みあるいは進行中のクラブや地区の活動や経費を支払う目的で補助金を使用しないこと。承認に先立って補助金活動の計画を立てることが奨励されているが、承認前に経費が発生してはならない。補助金が承認された後にプロジェクト計画に変更を加える場合は、その変更について事前にロータリー財団の承認を得なければならない。ロータリー財団は、学位取得プログラムの学期ごとに新しい活動とみなし、補助金の支給対象とする。
- 6. 実施地の伝統と文化に配慮する姿勢を示すこと。
- 7. <u>ロータリー財団章典</u>の第 10.030 節に基づき、「補助金参加者の利害の対立に関する方針(the Conflict of Interest Policy for Grant Participants)」を順守すること。
- 8.ロータリー財団章典の第4.090項に基づき、ロータリーの標章の使用に関する方針を順守すること。

地区補助金

- 1. 地元と海外において、プロジェクト、奨学金、職業研修チーム、およびそれらに関連した旅行を支援するものである。
- 2. 補助金の3%までを、補助金に関連した管理運営費(銀行手数料、郵送料、ソフトウェア、独立財務評価など)に 充てることができる。
- 3. 補助金の20%までを、臨時費に配分することができる。

- 4. 該当する法律によって認められ、またロータリー財団の方針に従う場合、ロータリー国・地域とそれ以外の国・地域におけるプロジェクトと活動に資金を充てることができる。
- 5. 奨学生や職業研修チームのオリエンテーション、補助金管理セミナーに資金を充てることができる。

グローバル補助金

- 1.ロータリーの重点分野の一つ以上に関連している。
- 2. <u>持続可能</u>である。ロータリー・クラブや地区が活動を完了した後も、実施地の地域社会が自力でニーズに取り組んでいけなければならない。
- 3. 測定可能である。提唱者は、「<u>グローバル補助金: モニタリングと評価の計画について</u>」から評価基準を選ぶ。 また、財団に提出する報告書の中に独自の評価基準を追加することもできる。プロジェクトの成果の測定にかかる費用の上限は10%とする。
- 4. 実施地側の地域社会が主導する。実施地側が自ら特定した地元のニーズに基づいて、補助金を立案する。
- 5. プロジェクト予算の 10%までを、プロジェクトマネージャー費に充てることができる。
- 6. 人道的、教育的プロジェクトを支援する。
- 7.1~4 学年間の大学院レベルまたはこれに相当するレベルの教科履修や研究のための奨学金を提供する。
- 8. 職業研修を提供したり、受けたりすることによって人道的ニーズに取り組む職業研修チームを支援する。
- 9. 人道的プロジェクトの一環として、最高2名までの旅費を賄う。これらの人は、現地で研修を提供したり、プロジェクトを実施したりする。ただし、これらの人が持つスキルが現地で得られないことを実施国側のクラブが確認した場合に限る。
- 10. ロータリーが存在する国や地域にある地域社会を支援する。
- 11. 補助金プロジェクトが実施される国や地域の少なくとも1つのロータリー・クラブまたは地区(実施国側代表提唱者)と、実施国や実施地域以外のロータリー・クラブまたは地区(援助国側代表提唱者)により提唱される。
- 12. プロジェクト予算の 10%までを、価格上昇や為替変動に対応するための臨時費に配分することができる。

III. 制約事項

補助金は、いかなるグループも不当に差別したり、特定の政治的・宗教的見解を推進したり、完全に宗教を目的とした催し物を支援したり、妊娠中絶に関連する活動や性決定のみを目的とする活動を支援したり、武器や弾薬の購入資金に充てたり、ロータリー財団への新たな寄付またはロータリー財団の他の補助金への新たな寄付とすることはできない。

これに加え、補助金を以下の目的に使用することはできない。

- 1. 特定の受益者、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援。
- 2. 財団、恒久的信託、利子の発生する長期口座の開設。ただし、第 X セクションに記載された要件に提唱者が従うならば、補助金資金を小口融資ファンドの設立のために使用できる。
- 3. 土地や建物の購入。
- 4. 募金活動。
- 5. 地区大会、国際大会、研究会、創立記念式典、娯楽活動などのロータリー行事に関連する経費。
- 6. 人道的活動または教育的活動に直接関連していない広報。
- 7.500ドルを超える、プロジェクトの標識。
- 8. 他団体の運営費、管理費、間接プログラム経費。

- 9. 受益者や協力団体への使途無指定の現金寄付。
- 10. 既に経費が発生した活動。
- 11. 国境を越えて手ずから行うワクチンの輸送。
- 12. 全国予防接種日(NID)に出向くための旅費。
- 13. ポリオワクチンのみを含む予防接種。
- 14. ロータリー平和センター提携大学において、ロータリー平和フェローが専攻するのと同じ、または類似した専修プログラムで学ぶための留学。

グローバル補助金

上記に加え、グローバル補助金を以下の目的に使用することはできない。

- 1.ロータリー青少年交換、RYLA、ロータリー友情交換、ローター・アクト、インター・アクト
- 2.18 歳未満の青少年の海外渡航費(親または保護者同伴の場合を除く)。
- 3. 人が居住、仕事、営利目的の活動に従事するための建造物、すなわち建物(学校、住宅・低廉仮設宿泊所、病院)、コンテナ、移動住宅など、もしくは製造や加工の活動を営むための建造物の新たな建設、または増築。
- 4. 人道的プロジェクトに関与する協力団体の職員の旅費。
- 5. ロータリー以外の団体が主体となって実施する活動。
- 6. 主に研究・調査またはデータ収集から成る人道的プロジェクト。
- 7. 個人の旅行経費のみを含む人道的プロジェクト。

IV. 申請方法

補助金は www.rotary/ja/grants からオンラインで申請できる。

ロータリー財団の補助金を受領するには、関係するすべての代表提唱地区はロータリー財団によって資格が認められなければならず、グローバル補助金の場合には、関係するすべての代表提唱クラブは地区によって資格が認められなければならない。これに加え、地区、クラブ、補助金委員会の全委員は、国際ロータリーとロータリー財団に対して財務的な健全性を保っていなければならない。RI 財務代行者、国の会計担当者、補助金と関連のある協力団体や受益団体の役員と有給職員は、補助金委員会の委員を務めることが禁じられている。各代表提唱地区、または各代表提唱クラブが一度に有することのできる未終了の補助金は、10 口までに限られる。

地区補助金 地区は、3名のロータリアンから成る補助金委員会を設置しなければならない。この3名には、補助金の実施年度の地区ガバナー、地区ロータリー財団委員長、地区補助金小委員会委員長が含まれる。補助金委員会の3名の委員は、地区補助金の申請において、承認手続きを行い、申請書を提出する責務を担う。

地区は、ロータリー年度につき1回申請を提出することができ、申請には使用計画を含めなければならない。補助金 増額の要請は、ロータリー財団が補助金の支給を開始する前に行わなければならない。地区は、年度中に発生し得る臨時費のために、地区補助金の20%までを取っておくことができる。その場合、使用計画にこの臨時費を盛り込み、最終報告書を提出する際に臨時費の内訳を記載するものとする。地区補助金の申請はすべて、補助金実施年度の5月15日よりも前に受理されなければならない(例えば、2013-14年度地区補助金の申請書は、2014年5月15日までに受理されなければならない)。

グローバル補助金

実施国と援助国の代表提唱者は、それぞれ、グローバル補助金を担当する3名のロータリアンから成る補助金委員会を設置しなければならない。この補助金委員会の委員は、代表提唱クラブの会員(クラブ提唱の場合)または代表提唱地区の会員(地区提唱の場合)とする。クラブが提唱者となって補助金を申請する場合、代表提唱クラブが参加資格認定を受けていることを地区ロータリー財団委員長が確認しなければならない。

提唱クラブまたは地区は、全予算額の 10%までを臨時費に配分することができる。提唱クラブ/地区は、この臨時費から支出があった場合、それを報告し、全額使用しなかった場合は、財団に返金しなければならない。

奨学生と職業研修チームメンバーは、補助金全体の申請の補足資料として個人の参加申請書を提出しなければならない。提唱者は、経費発生や旅行手配の前に、ロータリー財団によって奨学金と職業研修チームの申請が承認されなければならないことを申請者が理解するよう確認すべきである。申請書は、ロータリー年度を通じて随時受理されるが、旅行経費が含まれる申請の場合は、旅行日の90日前までに提出すべきである。

留意点:

- 1. 申請書の提出から6カ月以内に、申請に必要な情報がすべて提出されず、承認されなかった場合、申請書は物回される。
- 2. 申請書の承認後6カ月以内に支払い要件が満たされなかった場合、補助金は取り消しとなる。
- 3. 支払い後12カ月以内に補助金プロジェクトが実施されなかった場合、補助金は取り消しとなり、提唱者は資金を返還するよう義務づけられる。

奨学金の申請は、以下を満たしていなければならない。

1. 補助金の申請時に、大学院課程への大学からの入学許可状、または大学院レベルの研究を行うための招請状を提出すること。学費支援の保証を必要とする条件付きの入学許可状も認められる。

職業研修チームの申請は、以下を満たしていなければならない。

- 1. 重点分野において各自少なくとも 2 年の職務経験を有する、最低 2 名のメンバー、およびロータリーの知識と 国際経験、指導力、重点分野におけるいくらかの専門知識を備えたロータリアンのチームリーダー1 名から成るチームを申請するものであること。ロータリアンではない人がチームリーダーを務めることもできるが、その場合、提唱者が補助金申請書にその必要性を十分に説明しなければならない。
- 2.1 口の補助金で複数のチームが旅行をする場合、これらのチームは、代表提唱者2者が同じであり、互いの旅行開始が1年以内に収まっていなければならない。
- 3. すべてのチームメンバーは、旅行の前にロータリー財団から承認を得ていなければならない。チーム構成の変更はすべて、ロータリー財団に報告し、その承認を得なければならない。

国際財団活動資金(WF)から50,001~100,000米ドルの配分を求めるグローバル補助金申請は、ロータリー財団専門家グループによる技術的審査および中間視察を受けるが、奨学金および職業研修チームはこの限りではない。

WF から 100,001~200,000 米ドルの配分を求めるグローバル補助金申請は、ロータリー財団管理委員会が会合で承認しなければならない。さらに、重点分野の専門家による分析、財団専門家グループによる技術的審査、事前現地視察、監査、中間視察を受けるとともに、管理委員会による直接の審査を受ける。ただし、職業研修チーム(VTT)または奨学金のみから成る補助金プロジェクトは、この要件を免除される。申請書が受理された時期により、審査の時期が以下のようになる。

- 1.6月1日まで:10月の管理委員会会合で審査
- 2.10月1日まで:1月に審査
- 3.12月1日まで:4月に審査
- 4.3月1日まで:6月に審査

V. 旅行方針

- ロータリー財団補助金を利用する旅行の航空券はすべて、既存の旅行方針に従い、国際ロータリー・トラベルサービス(RITS)/BCDトラベルを通じて予約しなければならない。ロータリー財団の補助金は、予算に含まれている以下の旅行関連費用を賄う。
- 1. エコノミークラスの航空券
- 2. 空港までの往復交通費および補助金実施に関連する現地での交通費
- 3. 予防接種とビザの費用、入国税・出国税
- 4. 通常の妥当な荷物預け料金
- 5.RITS/BCD トラベルの予約手数料(1件につき50~70米ドル)
- ロータリー財団の補助金は、旅行に関連する以下の経費を賄わない。
- 1. 事前に承認された旅行の前後に、任意で途中降機した場合の関連費用
- 2. 任意の途中降機を含め、個人的な旅行の手配から生じた変更による違約金や手数料
- 3. 荷物の超過料金、運送料、補完保険料(該当する場合) 補助金の提唱クラブまたは提唱地区は、補助金の資金を使って旅行する全受領者の緊急連絡先と旅程表を保管 する責任がある。また、要請に応じて、財団にこの情報を提供しなければならない。

補助金の受領者は、以下の責任を有する。

1. <u>RITS/BCD トラベルを</u>通じて旅行の手配をする。迅速に旅行の手配をしない場合、旅費の増額や、補助金の中止という結果をもたらす可能性がある。

RITS/BCDトラベルを通じて旅行の手配した場合、自動的に、国際ロータリーが定めた旅行保険の要件を満たす保 険による補償の対象となる。旅費を含まない補助金を受領した場合、旅行報告書式を記入・提出しなければ、保険による補償が有効とならない。補助金を提唱するクラブまたは地区は、補助金を受領するすべての旅行者が、適用される保険の補償内容を認識していることを確認すべきである。補助金による旅行のための保険に関するウェブページを 参照することが強く奨励されている。任意で購入された保険の費用に対しては、補助金の資金が提供されない。

医療従事者が補助金活動の一環として医療サービスを提供する場合、補償限度額が最低 500,000 米ドルの職業 賠償責任保険(別称、過失脱漏保険または E&O 保険)に加入するよう期待されている。この補償は、補助金活動参加者が、職業上の行為または不作為によって他人に害を与えた場合の法的責任を果たすために適用される。このような保険に加入し、保険料を支払うのは参加者本人の責任である。

国際ロータリーは、極めて危険な国を挙げた旅行禁止国リストを作成するため、グローバルな安全コンサルタント会社と契約している。安全面での懸念から、ロータリー財団の資金による旅行者は、これらの国に旅行することが許可されない。旅行禁止国リストに追加された国内に、既に財団資金による旅行者がいる場合、即刻避難するための計画が手配される。万一、財団資金の受領者が、指示通りに当該国への旅行を延期しなかった場合、または当該国から避難しなかった場合、ロータリー財団は補助金を取り消し、既に支払われた資金はロータリー財団に返還する必要がある。

ロータリアン以外で、奨学金、職業研修チームへの参加、人道的プロジェクトの実施のための旅行を目的として補助金を受領する人には、以下が期待されている。

- 1.ロータリーに関する知識を有することを実証する。
- 2. 出発前にオリエンテーションに参加する。
- 3. 提唱者に要請された場合には、クラブや地区の活動に参加する。
- 4. 活動実施国(または留学国)の言語に堪能である。

さらに、

- 1. 職業研修チームメンバーの親戚は、資格要件を満たしていれば、同じチームに参加することができる。
- 2. 職業研修チームが研修を提供する場合(研修を受ける側ではない場合)、ロータリアンとその家族も参加することができる。

VI. 補助金の資金源

地区補助金

地区補助金は、地区財団活動資金(DDF)からの配分のみによってロータリー財団から支給されるものである。 地区 は、一つまたは複数のプロジェクトを支援するために、地区の<u>シェア配分</u>(地区の 3 年前の年次基金 への寄付および 恒久基金[シェア]収益を合わせた額の50%)の50%までを使って、年に1口の補助金を 申請できる。

グローバル補助金

グローバル補助金は、国際財団活動資金(WF)によって財団から支給されるもので、支給幅は 15,000~200,000 米ドルである。財団は、現金拠出に対しては 50%(半額)、DDF の寄贈に対しては 100%(同額)を上乗せして支給する。グローバル補助金の最低予算は 30,000 米ドルとする。財団は、補助金に対するロータリアン以外からの寄付にも同様に上乗せする。ただし、この寄付がプロジェクトの協力 団体もしくは受益者から寄せられたものである場合を除く。

人道的プロジェクトのためのグローバル補助金の場合、拠出金総額のうち少なくとも30%が、プロジェクト実施国・ 実施地区以外から寄せられたものでなければならない。

補助金のための拠出金は、承認された後で変更することはできない。ポール・ハリス・フェロー認証のクレジットは、ロータリー財団に送られた提唱者拠出金のみに与えられるものであり、プロジェクトに直接送られた寄付には与えられない。補助金の承認に先立ってロータリー財団へ送られた提唱者拠出金は、当該補助金に使用できない場合がある。グローバル補助金への拠出金/寄付はすべて、取消しのできないロータリー財団への寄付とみなされ、返金されない。

VII. 協力団体

協力団体とは、専門知識、インフラストラクチャー、アドボカシー活動、研修、教育、その他の補助金プロジェクトへの 支援を提供する、ロータリー以外の定評ある組織または教育機関である。協力団体は、ロータリー財団により義務づけられたすべての報告と監査要件を順守することに同意し、義務づけられた領収書または購入の証明書類を提出し なければならない。同じ協力団体が関与するプロジェクトのためのグローバル補助金は、1 ロータリー年度につき最高 5 口までしか承認されない。 奨学生が留学する大学は、協力団体とはみなされない。

地区補助金

協力団体に提供されるすべての資金は、特定のプロジェクト費用のみに使用されなければならない。提唱地区はこれらの費用の詳細な内訳を記載した報告書を作成し、維持しなければならない。

グローバル補助金

補助金提唱者は、申請時に、援助国・実施国双方の代表提唱者と協力団体の署名の入った「<u>覚書(MOU)</u>」を提出する必要がある。「覚書」には、以下の項目を含めるべきである。

- 1.ロータリークラブまたは地区が補助金プロジェクトを開始し、指揮し、管理することの、援助国・実施国双方の代表提唱者による確認。
- 2. 協力団体が信頼と定評のある団体であり、適用される全法律の範囲内で活動することを確認する、代表提唱者からの推薦。
- 3. 各関係者の活動を明確かつ詳細に記述した補助金の実施計画。
- 4. 補助金に関連する活動についてロータリー財団による財務調査に協力することへの、協力団体からの同意。

VIII. 支払い

地区補助金

補助金資金は、申請時に地区が指定した地区の銀行口座のみに支払われる(米国では、地区財団の銀行口座も可)。地区補助金の資金は、前ロータリー年度の地区補助金が終了するまでは支払われない。地区補助金は、補助金支払い時の RI 為替レートに従って支給される。資金は、実施年度末を過ぎた後は支給されない。実施年度の5月15日までに提唱者が支払いの全要件を満たさなかった場合、補助金は取り消しとなる。

グローバル補助金

提唱者拠出金の全額がロータリー財団に送られ、支払いの全条件が満たされ、法的同意が承認されるまでは、補助金資金は支給されない。補助金資金は、申請書に記入された口座に支払われる。この口座の署名人は、提唱クラブまたは提唱地区の会員でなければならない。提唱者が補助金の支払いを受けてからプロジェクトが取り消しとなった場合、補助金の残金すべてをロータリー財団に返還しなければならない。返還された資金はWFに加算される。

以下は、現金拠出によって資金を調達したグローバル補助金に適用される。

- 1. 補助金に関連したすべての資金のやりとりは、その時点の RI 為替レートを使用して記録する(RI 為替レートは 毎月更新される)。また、補助金に関連したすべての資金のやりとりの公式な連絡は、米ドルを用いて行う。
- 2. 補助金は、支払い時点における RI 為替レートで支払われる。
- 3. 補助金の現金拠出分について、提唱者は、補助金承認時の為替レートの 10%を超える為替変動から守られる。 反対に、ロータリー財団は、補助金承認時の為替レートの 10%を超える為替差益をプロジェクトの提唱者に分配しない。

送り先となるプロジェクトが特定できない寄付は、90 日間保管される。このような寄付を行った寄付者には、この寄付をほかのプロジェクトまたは基金に送金すべきかどうかをロータリー財団に通知するよう求められる。寄付者が、財団の推奨した行為を受領後90 日以内または補助金の取り消し後90 日以内に行わなかった場合、ロータリー財団は、この寄付を年次基金(シェア)に送金する。寄付元が特定できない場合、受領後90 日後または補助金の取り消し後90 日後に、ロータリー財団はこの寄付を年次基金(国際財団活動資金)に送金する。ロータリー財団の過失、または手続きの遅延が原因である場合は、ロータリー財団職員の判断に応じ、この規則は適用されない。

IX. 報告要件と書類の保管

補助金の受領者は、補助金の使途について財団に報告する責任がある。中間報告書と最終報告書をオンラインで提出しなければならず、報告書が受理されるには、所要事項を不備なく記入しなければならない。期日を過ぎた未提出の財団補助金報告書がある提唱者からの新規の補助金申請書は、財団によって受理されない。財団は、いつ

でも補助金を審査し、監査を実施し、監視要員を派遣し、追加書類の提出を要求し、支払いを(一部または全額) 保留する権利を有する。

補助金の受領者には、以下の報告基準も適用される。

- 1. 未使用の資金は、速やかにロータリー財団に返還しなければならない。
- 2. 地区は、資格条件に従い、補助金資金の使途について地区内クラブに報告しなければならない。
- 3. 補助金の提唱者は、資格条件および適用される自国の法または国際法に従い、補助金の支出に関連する全領収書のコピーと銀行明細書を保管しなければならない。
- 4. プロジェクトの実施と資金使用に関する財団の方針と指針を順守しなかった補助金提唱者は、補助金の全額を返還しなければならず、最高 5 年間、将来の補助金の受領を禁じられる可能性がある。

地区補助金 以下の追加基準が、地区補助金に適用される。

- 1. 資金の支出について記載した最終報告書を、補助金受領後12カ月以内、または補助金を全額支出してから2カ月以内に、財団に提出しなければならない。
- 2. 地区補助金からの資金を利用したプロジェクトと活動はすべて、財団が支給してから24カ月以内、または地区がクラブあるいはプロジェクト実施地に支給してから24カ月以内に、完了しなければならない。
- 3.500 米ドルを超える未使用の補助金資金は、速やかにロータリー財団に返還しなければならない。これは地区の DDF に加算される。500 米ドル未満の未使用の補助金資金は、地区補助金の諸要件を満たす慈善目的に使用さ れなければならない。

グローバル補助金 以下の追加基準が、グローバル補助金に適用される。

- 1. 中間報告書は、補助金の最初の支給を受けてから12カ月以内に提出し、その後も12カ月ごとに提出しなければならない。
- 2. 最終報告書は、プロジェクトの完了後2カ月以内に提出しなければならない。
- 3. 500 米ドルを超える未使用の補助金資金は、ロータリー財団に返還しなければならない。これは国際財団活動資金 (WF)に加算される。プロジェクト完了後に補助金の資金が残っている場合、財団は、これをプロジェクト関連費(プロジェクトのための追加の補給品など)に使用することを承認できる。
- 以下を含め、実施したプロジェクトの詳細な説明を含んだものが、不備のない報告書として受理される。
- 1. プロジェクトは、選択した重点分野の目標をいかに助長したか。
- 2. プロジェクトが、申請書に記載された個々の目標をいかに達成したか(達成を測るために使用した基準や収集したデータを含む)。
- 3. プロジェクトの成果が、長期にわたっていかに持続されるか。
- 4. 実施国、援助国双方の提唱者、および補助金に関与した協力団体がどのように参加したか。
- 5. 報告書には、プロジェクトにかかった費用の詳細な内訳とプロジェクト専用銀行口座の明細書を含めるべきである。 さらに、財団は、報告書の補足書類として領収書を提出するよう提唱者に要請する場合がある。

プロジェクトが完了し、現地の地域社会がプロジェクトを継続していくため(持続可能性)の手段を備えたことが確認され、次第、財団は、補助金を終了とする。

X. 小口融資(マイクロクレジット)

ロータリー財団は、経済的に自立した小事業の起業を支援するため、小口融資(マイクロクレジット)に取り組んでいる。 グローバル補助金を申請するクラブと地区は、持続可能な発展のためのプロジェクトを実施する方法として、融資プログラムを運営する定評ある協力団体/小口融資機関と協力するよう奨励されている。ただし、財団資金による小口融資プログラムは、借入資本の管理にとどまらず、例えば研修のような他の要素を組み入れなければならない。

さらに、以下が適用される。

- 1. 小口融資プロジェクトを支援するためにグローバル補助金資金を利用しようとするクラブと地区は、補助金の申請書に添えて、小口融資プロジェクトに関する補足書式を提出しなければならない。
- 2. 小口融資の活動の監督と管理は、提唱クラブまたは提唱地区によって行われなければならない。
- 3. ロータリー財団からの小口融資の元金から発生した利子と手数料収入は、プロジェクトを直接支援するための管理 運営費として使用できる。
- 4. 補助金の提唱者は、補助金の最終報告書とともに小口融資プロジェクト報告書の補足書式を提出しなければならない。
- 5. 財団の報告要件を満たす前に小口融資プロジェクトが終了となった場合、補助金の資金はロータリー財団に返還しなければならない。
- 6. ロータリー財団は、融資保証システムに対して資金を支払わない。

XI. インドのロータリー財団に関する特記事項

ロータリー財団およびインドのロータリー財団は、インド国内の全ロータリークラブと地区に対し、外国貢献規正法 (FCRA)の下、インド政府(GOI)に登録するよう奨励している。FCRA に関する一般的な情報は、 http://mha.nic.in/fcra.htm を参照のこと。登録書式は http://mha.nic.in/fcra/intro/forms.html からダウンロードできる。

- 他のすべての授与と受諾の条件に加え、インド政府の法律と FCRA を順守するため、インド国内のロータリー・クラブと 地区に支払われる(全額・一部を問わない)補助金は、以下の支払いと報告の手続きに従うべきである。
- 1. 以下に記載された一般的な支払い条件をすべて満たすまで、補助金がインド国内の銀行口座に送金される ことはない。また、銀行口座が FCRA の下に登録されていることを示す書類を提唱者が提出するか、インド国 内の拠出金により十分な資金が得られると職員が判断をする。そのほかの状況において支払いは待ち状態 となり、追加の拠出金が寄せられて十分な資金が得られた時点ではじめて、先着順に支払われることになる。 補助金の提唱者は、資金が混ざらないようにしなければならない。
 - a. 地区補助金 それぞれのプロジェクトや活動について内訳を詳しく示した支出計画が承認されることが、支給の条件となる。補助金資金は、地区の銀行口座のみに支払われる。地区の銀行口座の名 称は、地区とプロジェクトが一目でわかるようなものでなければならない(適切な名称の例は、「Rotary District 0000 District Grant 12345」)。地区補助金の資金は、前ロータリー年度の地区補助 金が終了するまでは支払いが行われない。資金は、実施年度末を過ぎた後は支給されない。実施年度の5月15日までに提唱者が支払いの全要件を満たさなかった場合、補助金は取消しとなる。
 - b. グローバル補助金 補助金資金は、提唱者拠出金の全額がロータリー財団へ送られ、支払いの全 条件が満たされるまでは、支給されない。補助金資金は、補助金提唱者が申請書に記入した口座へ支払われる。

- 2. 毎年3月31日までにインドに送金された補助金資金に関する中間報告書は、同じ年の5月31日が提出締切日となる。 最終報告書は、プロジェクトの完了後2カ月以内に提出しなければならない。 補助金の提唱者は、FCRAの下に登録された銀行口座で受け取る資金が地元の資金と混同されないようにしなければならない。
- 3. すべての中間報告書には以下が含まれていなければならない。
 - a. 第 IX セクションに挙げられたすべての一般的な報告要件。
 - b. www.rotary.org/ja/grants を通じて提出した中間報告書のコピーを南アジア事務局に提出しなければならない。
 - c. 補助金資金が一部使用された場合は使用の証明書。ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書(会計士番号を明記のこと)。
 - d.いかなる理由であれ、補助金の資金が使用されなかった場合には、補助金資金の預金日が記された銀行明 細書の原本または預金通帳の原本(複写の場合は、銀行のマネージャー/公認会計士が 証明し署名した もの)、ならびに、補助金資金が3月よりも前に受領されたにもかかわらず補助金が使用されなかった理由を 説明した文書。
- 4. すべての最終報告書には以下が含まれていなければならない。
 - a. 第IX セクションに挙げられたすべての一般的な報告要件。
 - b.www.rotary.org/ja/grantsを通じて提出した最終報告書のコピーを南アジア事務局に提出しなければならない。
 - c. 以下の文書を含める。
 - i. 補助金使用の証明書、ならびに独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書(会計士番号を明記のこと)。
 - ii. 銀行明細書の原本または預金通帳の原本(複写の場合は、銀行のマネージャー/公認会計士が証明し署名した正謄本)
 - iii. 銀行調整の明細書(複数の補助金が一つの FCRA 口座に振り込まれた場合)。
 - iv. 支払いの証明書/経費の領収書の原本または複写。複写を提出する場合は、「原本はすべて8年間保管し、インドのロータリー財団から要請された場合にはこれを提示する」と書かれた保証文を提出する。
 - v. 受益者に関する情報(例えば、写真、新聞の切り抜き、受益者からの感謝状など)
 - d. 金額を問わず、残っている資金をロータリー財団(インド)に返還する。
- 5. FCRA の登録を受けたクラブまたは地区は、FC-6 書式と財務報告書をインド内務省(ニューデリー)に期限通りに 提出する責務を負うものとする。

グローバル補助金:モニタリングと評価の計画について



人道的プロジェクトや職業研修チーム(VTT)のためにグローバル補助金を申請する提唱者は、補助 金申請書とともに、 モニタリングと評価の計画を提出する必要があります。本資料では、モニタリングと評価に関し、ロータリー財団が定めた重 点分野の評価基準、用語の説明、定義、測定方法を概説し ています。以下の評価基準は、ロータリー財団が全世界 のロータリアンの活動や成果を記録し、ほかの非営利団体と同じ定義の下に活動成果を紹介するためのもので す。

モニタリングと評価の計画を立てるためのステップ

- 1. 明確なプロジェクト目標を立てる。
- 2. ロータリー財団の評価基準の中から該当するものを選択する。
- 3. プロジェクトに適した評価基準を独自に設ける。*
- 4. 基本データを定め、データの収集方法を決める。
- 5. オンラインで補助金を申請する際に、モニタリングと評価の計画を併せて提出する。
- 6. プロジェクトの実施中とモニタリングの過程で、データを収集する。
- 7. データを評価して、その結果をオンラインで報告する。報告書には実際の成果を含める。

*プロジェクトの目標に明らかに関連する評価基準、プロジェクトが受益者の生活、知識、健康に与えた成果を実証するための評価基準のみを選ぶようにします。

「基本的教育と識字率向上」の評価基準

ロータリー財団は、以下のような形で、すべての人々のための教育と識字率向上を推進します。

- 子供たちが、質の高い基本的教育を受けられるようにする
- 教育における性別格差を縮める
- 成人の識字率を高める
- 基本的教育と識字率向上を支えていく地域社会の能力を高める
- 基本的教育と識字率向上に関連する研究を支援する

評価基準	測定方法	データ収集の留意事項
直接受益者の数	補助金の記録と報告書	特定の地域社会または地域の人口
	直接観察	のみを報告するのは避けること
恩恵を受けた就学年齢の子供の数	直接観察	重複計算に注意
	公文書	
	補助金の記録と報告書	
新しい就学年齢の子供の数	公文書	
	補助金の記録と報告書	
新しい就学年齢の女子児童の数	公文書	
	補助金の記録と報告書	
成人教育に関する研修を受けた	直接観察	重複計算に注意
教員の数	補助金の記録と報告書	

識字研修を受けた成人の数	直接観察 補助金の記録と報告書	重複計算に注意
プログラムに参加している機関の数	補助金の記録と報告書	
新たに習得した識字能力を 使用している成人の数	フォーカスグループ(座談 会)/個人面談 アンケート調査	重複計算に注意
新しく創出された教員職の数	公文書 補助金の記録と報告書	

太字で表示された用語は、用語集に定義が説明されています。

「疾病予防と治療」の評価基準

ロータリー財団は、以下のような形で、疾病の原因を減らし、その影響を緩和します。

- 地元の医療関係者の能力を高める
- HIV/エイズ、マラリア、その他の主要な疾病の蔓延を防止する
- 地域社会の医療施設を改善する
- 主要な疾病の蔓延を防止するために、地域社会の人々を動員し、教育する
- 疾病の予防と治療に関連する研究を支援する

評価基準	測定方法	データ収集の留意事項
直接受益者の数	補助金の記録と報告書 直接観察	特定の地域社会または地域の人口 のみを報告するのは避けること
研修を受けた医療・保健従 事者の数	補助金の記録と報告書 直接観察 公文書	重複計算に注意
医療サービスの質が向上し たと報告している人の数	アンケート調査	
疾病予防・治療を受けた人の数	補助金の記録と報告書 直接観察 アンケート調査	特定の地域社会または地域の人口のみを報告するのは避けること
対象とする病気の発症数減 少を報告したコミュニティの数	補助金の記録と報告書 直接観察 公文書	
恩恵を受けた医療機関の数	補助金の記録と報告書 公文書	
地元の医療機関を利用しや すくなったと報告しているコミュニティ	補助金の記録と報告書 アンケート調査	
保健に焦点を当てた行事の数	補助金の記録と報告書 直接観察	
保健教育キャンペーンの数	補助金の記録と報告書	

太字で表示された用語は、用語集に定義が説明されています。

「経済と地域社会の発展」の評価基準

ロータリー財団は、以下のような形で、地域社会とその人々の生活における測定可能かつ持続的な経済発展を支援します。

- 貧しい地域における起業家や地域社会リーダーの育成、特に女性の人材育成に力を入れる
- ・ 生産性の高い仕事の機会を特に青少年のために創出する
- ・ 経済発展を支えるため、地元団体の能力を高め、地域社会のネットワークを強める
- ・経済と地域社会の発展に関連する研究を支援する

評価基準	測定方法	データ収集の留意事項	
直接受益者の数	補助金の記録と報告書	特定の地域社会または地域の人	
	直接観察	ロのみを報告するのは避けること	
支援を受けた起業家の数	補助金の記録と報告書 直接観察		
支援を受けた事業の数	補助金の記録と報告書 直接観察		
研修を受けた人の数	補助金の記録と報告書 直接観察	重複計算に注意	
創出された仕事の数	雇用者に対するアンケート調査		
収入を得るため雇用された	補助金の記録と報告書	プロジェクトに参加した結果、新た	
青少年の数	直接観察アンケート調査	に雇用された青少年のみを数える	

太字で表示された用語は、用語集に定義が説明されています。

「母子の健康」の評価基準

ロータリー財団は、以下のような形で、母子の生活を改善します。

- ・ 5 歳未満の子供の死亡率を減らす
- ・ 妊婦の死亡率を減らす
- ・ より多くの母子が、適切な訓練を受けた医療スタッフによる基本的な医療サービスを受けられ るようにする
- ・母子の健康に関連する研究を支援する

測定方法	データ収集の留意事項
補助金の記録と報告書	特定の地域社会または地域の人口の みを報告するのは避けること
,	○ / で + K 日 チ の シ (4) 世 () る こ こ
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
補助金の記録と報告書	
直接観察 公文書	
アンケート調査	
補助金の記録と報告書	重複計算に注意
直接観察	
公文書	
	補助金の記録と報告書 直接観察 補助金の記録と報告書 直接観察 公文書 補助金の記録と報告書 直接観察 公文書 アンケート調査 補助金の記録と報告書 直接観察

妊産婦の死亡率減少を報告し	補助金の記録と報告書	
たコミュニティの数	公文書	
妊産婦の罹患率減少を報告し	公文書	
たコミュニティの数	アンケート調査	
恩恵を受けた医療機関の数	補助金の記録と報告書	
	直接観察	

太字で表示された用語は、用語集に定義が説明されています。

「平和と紛争予防/紛争解決」の評価基準

ロータリー財団は、以下のような形で、平和と紛争予防/紛争解決を助長します。

- ・地元での平和活動を強化する
- ・ 紛争予防と仲裁に関する研修を地元のリーダーに提供する
- ・ 紛争地域での長期的な平和構築を支援する
- ・ 紛争による被害を受けた弱い立場にある人々、特に子供と青少年を援助する
- ・ 平和と紛争解決に関連する研究を支援する

_		
評価基準	測定方法	データ収集の留意事項
直接受益者の数	補助金の記録と報告書	特定の地域社会または地域の人口のみ
	直接観察	を報告するのは避けること
平和構築活動に参	補助金の記録と報告書	
加しているグループ	直接観察	
/団体の数	アンケート調査	
紛争の減少を報告し	フォーカスグループ(座談会)/	
たコミュニティの数	個人面談	
	アンケート調査	
研修を受けた人の数	補助金の記録と報告書	重複計算に注意
	直接観察	
調停された紛争の数	フォーカスグループ(座談会)/	
	個人面談	
	アンケート調査	

太字で表示された用語は、用語集に定義が説明されています。

「水と衛生」の評価基準

ロータリー財団は、以下のような形で、人々が水と衛生設備を持続的に利用できるようにしていきます。

- ・安全な飲料水と基礎的な衛生設備を地域社会のより多くの人々が均等に使えるようにする。
- 申続的な水設備と衛生設備を開発し、管理していくための地域社会の能力を高める
- 安全な水と衛生について地域社会の人々を教育する
- 水と衛生に関連する研究を支援する

評価基準	測定方法	データ収集の留意事項
直接受益者の数	補助金の記録と報告書 直接観察	特定の地域社会または地域の人口の みを報告するのは避けること

-1 34 () 2 At dot 1 3=2 11. 5 -2 2	主拉尔应	
改善された飲料水源を使えるよう	直接観察	
になった人の数	補助金の記録と報告書	
	アンケート調査	
	公文書	
改善された衛生施設を使えるよう	直接観察	
になった人の数	補助金の記録と報告書	
	アンケート調査	
	公文書	
家庭ごとの浄水システムを通じて	直接観察	
消毒処理された水を利用できるよう	補助金の記録と報告書	
になった人の数	アンケート調査	
	検査	
研修を受けた人の数	直接観察	重複計算に注意
	補助金の記録と報告書	
管理監督を担う委員会を設けてい	直接観察	
るコミュニティの数	アンケート調査	
	補助金の記録と報告書	
使用料を集めて管理維持を行って	直接観察	
いるコミュニティの数	アンケート調査	
	補助金の記録と報告書	

太字で表示された用語は、用語集に定義が説明されています。

データ収集の方法

方法	定義	利点
直接観察	現地視察中に、活動を直接観察して集められ る情報	直接奉仕に有効(研修指導や 患者の治療など)
フォーカスグループ (座談会)/個人面談	受益者との詳しい話し合い。個人との場合は面談、複数の人を対象とする場合合いはフォーカスグループ (座談会)となる。面接者/進行役が、特定の情報をを集める目的で、あらかじめ決められた質問を投げかける。	プロジェクトの影響や受益者の体験をさらに掘り下げて調べるのに有効。質的データを入手できる。提唱者のニーズに合わせて測定できる。
補助金の記録と 報告書	ロータリアン、RI、ロータリー財団、そのほかの人々の参照用に、プロジェクトの参加、活動、影響についてプロジェクト提唱者が保管する書類	ロータリー財団により保管が義 務付けられた基本情報(結果 や数値など)を記録できる。
公文書	政府、民間組織、その他の団体が保有し、一般 に公開されている書類	基本情報を確認するのに適している。外 部組織が収集したデータは、プロジェクト提 唱者のデータを補完するのに役立つ。
アンケート調査	受益者の反応、印象、意見、満足度などを調べるための具体的な質問事項	受益者から量的データと質的データの両 方を集められる。また、提唱者のニーズに 合わせて測定ができる。
衛星画像	人工衛星または全地球測位装置 (GPS)から得られるデジタルデータ	複数の場所で実施された活動 を記録するのに役立つ(井戸、 診療所、学校の場所を示すなど)
検査	具体的な結果を調べるために行う 手続き	特定の活動の成果を調べられ る。 量的データが得られる。

モニタリング計画のテンプレート

評価基準	定義	目標	測定方法	測定予定
ロータリー財団	財団が定めた評	補助金期間全体	評価基準データの収集方	データ収集の具
が設定した評	価基準について	の目標を示す具	法を説明する。本資料で提	体的な予定を記
価基準の中か	本資料に記載さ	体的な数値を定	示されている測定方法を参	入する。
ら適切なものを	れている定義を	める(重複計算に	考にする。	
選び、記入する	ここに記入する。	注意)。		
独自に設けた 評価基準を記 入する。	独自の評価基準 を明確に定義す る。財団が定め た評価基準の定 義を参考にする。	補助金期間全体 の目標を示す具 体的な数値を定 める(重複計算に 注意)。	評価基準データの収集方法を説明する。本資料で提示されている測定方法を参考にする。	データ収集の具 体的な予定を記 入する。

モニタリング計画の例

プロジェクトの簡単な説明:若者の雇用を支援するため、職能研修を実施し、研修を受けた若者の収入増加を支援する。

評価基準	定義	目標	測定方法	測定予定
直接受益者の	ロータリー財団	180 人	参加者についての情報を	毎月、研修参加
数	の評価基準	(活動に新たに参	記録する。参加者は6カ月	者の情報を集め
		加した若者60 人	間の研修を受けた後、継続	る。四半期ごと
		×3年間)	的な個人指導を受ける。	に、個人指導の報
				告書を集める。
研修を受けた		180 人(活動に新たに	すべての研修において、	毎回の研修で出
若者の数		参加した若者60 人×3 年間)	出席記録を付ける。	席記録を付ける。
雇用された若 者の数		60 人(正社員として雇用された若者20人+起業家として仕事を始めた若者40人)	参加者全員にアンケート調査を 行い、就職状況を調べる。複数 回の調査で、正社員または起業 家として働いていると答えた若者 のみを数える。	6 カ月ごとにすべての参加者を対象にアンケート調査を行う。
評価基準 研修プログラム 修了証を受け 取った若者の 数	定義	目標 144 人(研修合計 時間=240 時間)各研修 科目において、80%の 参加者が 190 時間以 上の研修に出席し、合 格点を取る。	測定方法すべての研修において、出席の記録を取る。 研修前にテストを行い、その結果に応じて研修内容を決定する。 研修後にもテストを実施し、採点が行われる。また研修の質を測るため、満足度のアンケート調査も 実施する。	測定予定毎年行われる6 カ月の研修期間を 通じて随時出席の記録を 取る。毎月の研修の初めと 終わりにテストを実施する。 四半期ごとに満足度を測るア ンケート調査を行う。
個人指導を受けた若者の数		90 人(最低24 時間条件)以上の個人指導が	個人指導者と青少年の双方から報告書を集める。この報告書には、指導時間数、内容、参加者の満足度などが含まれる。	個人指導報告書を四半 期ごとに回収

ロータリー財団の評価基準:用語の説明

- 成人(adult):18 歳以上の個人。
- 成人教育(adult education):成人を対象に、読み書きや地元の言語など基本的スキルを教えること。
- 基本教育(basic education):18 歳以下を対象に、読み書きや地元の言語など基本的スキルを教えること。
- 質の向上(better quality):価格、効率、効果、種類などの面で改善が見られること。
- 事業(business):収入を得るための活動、中小企業、共同組合、社会事業。
- 病気の発症数(case of disease):特定の病気の発症件数。累算できる(特定の期間に新たに発症した件数)。
- 子供の死亡率(child mortality rate):出生児 1,000 人のうち、5 歳未満で死亡する子供の割合。
- コミュニティ(community):個々の村、地理的地域、医療機関などを指す。
- 紛争(conflict):コミュニティや地域に広く弊害を及ぼしている(または及ぼす可能性のある)争い。
- データ(data):事実、統計、各種情報など。量的データ(数値)は、プロジェクト活動の有効性を表し、質的データ(記述)は、話、証言、意見などから引き出される。プロジェクトの実施前に基本データを集めることで、プロジェクトを通じた介入前の状況を明確に把握できる。定期データは、通常、ロータリー以外の組織が継続的に収集している情報。非定期データは、定期データよりも収集の頻度が低く、
- 主に、ロータリアンがプロジェクトをモニタリングし、評価する目的で集める情報。
- データ収集(data collection):プロジェクト活動に直接関連する情報源から、データを特定して集めること。
- 直接受益者(direct beneficiary):プロジェクト活動から明確かつ直接的な恩恵を受けた人。
- 疾病予防措置(disease prevention intervention):特定の疾病を予防または治療するための活動。
- 重複計算(double counting):プロジェクトの受益者を記録する際に、ある個人またはグループを2回以上数えてしまうこと。 受益者を見分ける情報(氏名、生年月日、性別など)を記録しておき、後で複数の団体からの記録に重複する情報がない かどうかを確認する。
- 雇用(employment):正社員としての採用、起業、収入を得るためのその他の仕事。
- 起業家(entrepreneur):中小企業経営者または収入を得るためのその他の仕事に従事している人。
- グループ/団体(group/organization):特定の目的のために、公式または非公式に集合した個人の集まり。
- 医療サービス(health care services):疾病予防(教育、検査など)、および病気を緩和または治すための治療(抗レトロウイルス薬の投与など)。
- 保健教育キャンペーン(health education campaign):疾病予防と治療に関する認識を高めるため、事実に基づき信頼のおける情報を広める活動。説明会や研修カリキュラムのほか、地域社会の人々を教育するためポスター、看板、ラジオ、その他のメディアを利用した活動も含まれる。
- 医療機関(health facility):医療サービスが提供されている所。病院、診療所、研究所など。
- 保健に焦点を当てた行事(health-focused event):疾病予防と治療について認識を高めるため、参加者に情報やサービスを提供する行事(保健フェア、研修、病気の検査など)。
- 家庭用浄水処理(household water treatment):各家庭に設置され、下痢疾患の発生を減らすために効果がある浄水方法(沸騰、塩素処理、フィルター使用、太陽光線による殺菌など)。

- 成果/影響(impact):プロジェクトや活動が人や地域社会にもたらした直接的な変化。
- 改善された衛生施設(improved sanitation): 下水道または汚水処理タンクにつながっている、水洗式または汲み水を流すタイプのトイレ。床板の汲み取り式トイレ、換気整備のある汲み取り式トイレ、コンポストトイレ(堆肥製造用トイレ)。「改善されていない衛生施設」には、下水道につながっていない水洗式または汲み水を流すタイプのトイレ、床板のない汲み取り式トイレ、バケツ式トイレ、ハンギング・ラトリン(高床式簡易トイレ)、設備なし、野外排泄などが含まれる。
- 改善された飲料水源(improved sources of drinking water):住居内で得られる水道水、庭や敷地内で得られる水道水、公共の水道または配水塔、掘り抜き井戸または掘削孔、保護された堀り井戸、保護された湧水、雨水など。「改善されていない飲料水源」は、保護されていない掘り井戸、保護されていない湧水、給水車の水、小型ドラム缶を積んだ車、地表水、ペットボトルの水(料理や、身の回りの衛生にはほかの改善された飲料水源を使っている場合、ボトルの水も改善された飲料水源とみなされる)1。
- 機関(institution):プロジェクトの活動実施に直接関与している組織。
- 使用されている(in use):現在も正常に機能しており、定期的かつ適切に使用され、受益社会によって継続的に管理されている状態。
- 創出された仕事(job created):プロジェクト前には存在しておらず、プロジェクトの直接的な成果によって生まれた仕事。
- 識字研修(literacy training):18 歳以上の生徒に、読み書きのスキルを中心に教える教育。または成人学習者を教育するに必要なスキルを教員に教える研修。
- 地元のリーダー(local leader):公式または非公式な役割を担い、地域社会で地位のある人。
- 妊産婦の死亡(maternal death):妊娠中または出産後 42 日以内にその女性が死亡すること。
- 妊産婦の死亡率(maternal mortality rate): 出生児1,000 人当たりの妊産婦の死亡数割合。
- 劃停(mediation):第三者が公平な立場から、争いの解決や取引の計画を助けること。
- 医療・保健従事者 (medical and health professional): 医者、看護師、助産師、医学学生、技師、地域社会の保健要員、保健教育者など。
- モニタリング(監視)(monitoring):プロジェクト実施前に同意した事柄に従って、特定のデータを定期的に集めること。
- 新しい(new):以前は存在せず、プロジェクトの直接的な結果により生じたこと
- 成果(outcome):プロジェクトの結果、受益者の知識、行動、状況が好ましく変化すること。プロジェク ト実施前に目標とする 状態を定める。
- 活動量(output):期待される成果を出すためにプロジェクト実施中に行われる活動。
- 平和構築(peace-building):紛争を防いだり、解決するための活動。
- 技術の利用(point-of-use technology):下痢疾患の発生を減らすために効果がある家庭用浄水処理(沸騰させる、塩素処理、フィルター使用、太陽光線による殺菌など)。
- 妊娠中のケア (prenatal care): 妊娠中に少なくとも 4 回、研修を受けた医療従事者を訪れ健診を受けること。 健診では以下が行われる。 2
- 妊娠の経過観察、母子の健康状態の確認
- 妊娠に影響する問題の発見
- 出産計画、準備や危険な状態の兆候についてのアドバイス
- 予防医療 (preventive medical treatment): 予防接種、微量栄養素補助食品、下痢の患者のための経口補水療法、肺

炎やその他の呼吸器感染の患者のための抗生物質治療、抗マラリア薬治療(クロロキン、アルテミシニンなど)、抗レトロウイルス療法を含む。

- 受領者 (recipient):プロジェクト活動の一環で奉仕を受けた個人
- 就学年齢の子供(school-age student):小学校、中高等学校に通う18歳以下の生徒。
- 教員職(teaching position):学校または地域の正式な教育機関における役職
- 検査(testing):特定の結果を調べるために行う活動。水質調査、情報の定着率、治療の成果などが含まれる。
- 研修(training):特定のトピックについて、またはカリキュラムに基づいた指導。複数回実施できる。
- 社会的弱者(vulnerable population):人口学的特性(年齢、性別、人種/民族など)、経済的地位、疾病、障害、居住地などの要因により、弱い立場にあると考えられている人々・集団。
- 水施設(water facility):家庭または地域において、1人または複数の人に水を提供するシステム
- 青少年(vouth):12~25歳までの個人。
 - 1 WHO/UNICEF Joint Monitoring Programme for Water Supply and Sanitation (世界保健機関とユニ セフによる水と衛生に関する共同モニタリング・プログラム)
 - 2 母子の健康を改善するための世界保健機関(WHO)の提案事項より

リソース

モニタリング(監視)と評価の基本:自習用教材(英語)

http://www.cpc.unc.edu/measure/publications/pdf/ms-07-20.pdf

人道的活動における説明責任とパフォーマンスに関する学習ネットワーク(Active Learning Network for Accountability and Performance in Humanitarian Action)
www.alnap.org



重点分野の基本方針

重点分野の基本方針について、ロータリー財団は以下の点を強調します。

- 1. ロータリー財団は、補助金手続きの効率、および補助金によるプロジェクトの質を高めることを目指しています。
- 2. 各方針の内容は、補助金の受領資格の有無を示しています。
- 3. 受領資格の範囲内にある活動は、ロータリー・クラブと地区がこれまで最も頻繁に実施してきた活動内容を反映したものとなっています。
- 4. プロジェクト計画は、ボトムアップ式に、提唱クラブ/提唱地区が主導して行うものです。
- 5. 補助金の全申請は、各重点分野の基本方針に沿っていなければなりません。

平和と紛争予防/紛争解決

ロータリーは、平和と紛争予防/紛争解決のための研修、教育、実践を支援します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、平和と紛争予防/紛争解決を助長するのを支援します。

- 1. 紛争予防と仲裁に関する、リーダー(リーダーとして嘱望される若者を含む)の研修。
- 2. 紛争地域における平和構築の支援。
- 3. 平和と紛争予防/紛争解決に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「平和と紛争予防/紛争解決」の範囲内にある活動とみなします。

- 1. 非暴力、平和構築、人権を支援するための地域社会の活動で、ロータリアンではない人々の参加を主に意図したもの。これには、会議、研修、キャンプなどが含まれる。
- 2. 地域社会のニーズ(政策展開、紛争関係にある地域間のビジネス、教育改革、ピース・ジャーナリズムなど)を主題として取り上げた紛争解決のためのワークショップの企画。
- 3. 紛争の心理的影響に取り組む活動の支援。
- 4. 紛争を回避するための予防策に関する青尐年教育。
- 5. ギャング(暴力的グループ)反対運動や、人々の間の大きな違い(民族的違いなど)を乗り越えるための活動 (ただしこれらに限らない)など、地域におけるマイナスの社会的ダイナミクスに取り組む研修プログラムやキャンペーン。
- 6. 以前に紛争に直接関わっていた当事者間のコミュニケーションと仲裁。
- 7. 上記の活動を支援する職業研修チーム(VTT)。
- 8. 平和と紛争予防/紛争解決に関連する大学院課程で学ぶための奨学金。

- ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「平和と紛争予防/紛争解決」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。
- 1. ロータリアンの参加を主に意図した平和会議。
- 2. ロータリー平和センターの提携大学において、ロータリー平和フェローが履修するのと同じまたは類似した専 修課程への留学。

人道的プロジェクトと職業研修チーム(VTT)を成功させるための要素

グローバル補助金

- 1. 持続可能性:ロータリークラブや地区が活動を終了した後にも、地域社会が自力で平和と紛争解決のニーズに取り組んでいけること。
- 2. 測定可能性:この重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にある評価基準の中から選んで成果の測定方法を決めるか、独自の測定基準を採用すること。
- 3. 地域社会が主導:現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。
- 4. 重点分野に沿った活動: 方針文書に定義された通り。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

- 1. 平和と紛争予防/紛争解決の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴。
- 2. 平和と紛争予防/紛争解決に関連する履修課程。
 - a.望ましい履修課程の例として、紛争予防/紛争解決、平和と正義の研究、平和と紛争を専門に扱う国際関係や法律などがあります。
 - b.平和と紛争問題に直接焦点を当てた履修課程である場合は、審査の際に有利となります。
 - c.一般的な国際関係や法律は、審査の際に有利とはみなされません。
- 3. 平和と紛争予防/紛争解決に関連した、申請者の将来のキャリア計画。

疾病予防と治療

ロータリーは、疾病の原因と影響を減らすための活動と研修を支援します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で疾病を予防し、健康を促進するのを支援します。

- 1. 地元の医療従事者の能力向上。
- 2. 伝染病の伝播を食い止め、非伝染病の発生とそれによる合併症を減らすための、疾病予防プログラムの推進。
- 3. 地域社会の医療インフラの改善。
- 4. 主な疾病の蔓延を防止するための、地域社会の人々の教育と動員。
- 5. 疾病またはけがによって引き起こされる身体障害の予防。

6. 疾病予防と治療に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「疾病予防と治療」の範囲内にある活動とみなします。

- 1. 伝染病の予防と管理
 - a. 検査(カウンセリングや、治療のための専門医紹介/入院を伴う)
 - b. 伝染病の予防に関する教育、および予防に役立つ物資
 - c. 患者のモニタリングと治療のための可搬式テクノロジー機器および車両の提供
 - d. 地元の医療インフラで対応可能な機器(適切な管理プラン、メンテナンスプランを含んでいること)
 - e. 予防プログラムの提供(予防接種、男性包皮切除、ウィルス接触前の予防など)
 - f. 診断・治療のトラッキング(追跡)とモニタリングの技術的基盤の提供および研修
 - g. 伝染病の治療(予防を含む)、医療従事者への研修の改善、地域社会の人々の健康を長期的に改善する ための公共保健教育の提供
- 2. 蚊やほかの媒介生物(病原体を媒介する生物)を通じて感染する疾病
 - a. 蚊帳と予防薬の提供
 - b. 水の安全な貯留と蚊の発生予防に役立つ物資の提供
 - c. 疾病の予防と管理のための排水システムの構築
 - d. 蚊以外の媒介生物の除去
- 3. 非伝染病の予防と管理
 - a. 疾病またはけがによって引き起こされる身体障害の予防に関する資料と研修の提供。
 - b. 慢性病の発生と流行を減らすことを目標とした、地域社会の人々への教育、保健介入プログラム、早期検 香プログラム
 - c. 患者のモニタリングと治療をするための可搬式テクノロジー機器と車両の提供
 - d. 地元の医療インフラが対応可能な機器の提供(適切な操作プラン、メンテナンスプランを含む)
 - e. 救命手術および先天性疾患の手術(ただし、地元の医療インフラによる対応が可能であり、術後ケアを含むもの)
 - f. 疾病予防を含む非伝染病の治療、医療従事者の研修の改善、地域社会の人々の健康を長期的に改善するための公共保健教育の提供

4. その他の活動

- a. 疾病予防と治療に関連する大学院課程で学ぶための奨学金
- b. 上記の活動に関連する教育的要素に焦点を当てた職業研修チーム(VTT) ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「疾病予防と治療」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。
- 1. 機器の購入のみを含むプロジェクト(適切な操作プランやメンテナンスプランなど、地元の医療インフラに対応していないもの)
- 2. <u>教育的な支援プログラムまたは</u>プロジェクト実施現地の医療体制や能力を大きく向上させる活動を提供しない医療任務/手術チーム

人道的プロジェクトと職業研修チーム(VTT)を成功させるための要素 グローバル補助金

- 1. 持続可能性:ロータリークラブや地区が活動を終了した後にも、地域社会が自力で疾病 予防と治療のニーズに取り組んでいけること。
- 2. 測定可能性:この重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にある評価基準の中から選んで成果の測定方法を決めるか、独自の測定基準を採用すること。
- 3. 地域社会が主導:現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。
- 4. 重点分野に沿った活動: 方針文書に定義された通り。

奨学金を成功させるたための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

- 1. 疾病予防と治療の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴。
- 2. 疾病予防と治療に関連する履修課程(例:公共保健、看護学と医学の修士・博士号取得など)。
- 3. 疾病予防と治療に関連した、申請者の将来のキャリア計画。

水と衛生

ロータリーは、安全な飲み水と基本的な衛生設備を提供するための活動と研修を支援します。

この重点分野の目的と目標

- ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、人々が水と衛生設備を持続的に利用できるようにする活動を支援します。
- 1. 地域社会における安全な水の公平な提供、衛生設備や衛生状況の改善。
- 2. 持続可能な水設備と衛生設備の設置、資金調達、維持管理を地域社会が自ら行っていくための能力向上。
- 3. 安全な水と衛生の重要性について、地域社会の人々の認識を高めるためのプログラム支援。
- 4. 水と衛生に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。

受領資格の判断基準

- ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「水と衛生」の範囲内にある活動とみなします。
- 1. 安全な飲み水の利用(例:水の供給および水質の改善)
- 2. 衛生設備の改善
- 3. 衛生環境・衛生習慣の改善
- 4. 持続可能性を高めるための地域社会の開発や、地域社会による水・衛生設備の管理
- 5. 水源管理プラン、および適切な水供給を必要とする食糧の安全プラン
- 6. 生産用の水(例:作物、家畜など)
- 7. 上記の活動を支援する職業研修チーム(VTT)
- 8. 水と衛生に関連する大学院課程で学ぶための奨学金

人道的プロジェクトと職業研修チーム(VTT)を成功させるための要素

グローバル補助金

- 1. 持続可能性:ロータリー・クラブや地区が活動を終了した後にも、地域社会が自力で水と衛生のニーズに取り組んでいけること。
- 2. 測定可能性:この重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にあるこの重点分野の評価基準の中から選んで成果の測定方法を決めるか、独自の測定基準を採用すること。
- 3. 地域社会が主導:現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。
- 4. 重点分野に沿った活動: 方針文書に定義された通り。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援 します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、 以下の点を考慮します。

- 1. 水と衛生の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴
- 2. 水と衛生に関連する履修課程(例:水科学/水工学、水管理、環境科学、疫学、寄生虫学など)
- 3. 水と衛生に関連した、申請者の将来のキャリア計画

母子の健康

ロータリーは、母子の健康を改善し、5歳未満の幼児の死亡率を減らすための活動と研修を支援します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下の形で、母子の健康を改善するのを支援します。

- 1.5歳未満の幼児の死亡率と罹患率の削減。
- 2. 妊婦の死亡率と罹患率の削減。
- 3. より多くの母子に対する基本的な医療サービスの提供、地域社会の医療/保健関係のリーダーと医療 提供者を対象とした母子の健康に関する研修
- 4. 母子の健康に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金の支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「母子の健康」の範囲内にある活動とみなします。

- 1. 妊婦のケア(健康管理や検診)
- 2. 妊婦に対する出産・分娩サービス
- 3. 医療体制が不十分な地域での診療所や病院の産科への医療機器の提供(ただし、妊婦ケアに関する教育活動を併せて行うこと)
- 4. 母子の健康の専門家やリーダー(例:医師、看護師、地元の保健関係者、助産師など)への研修または(および)「研修者を養成するための研修」
- 5. スキルを備えた助産師を養成するための研修または(および)「研修者を養成するための研修」
- 6. 両親と家族を対象とした、妊婦と子どものケアに関する教育活動
- 7. 母子の健康に関連する既存の地域社会の活動や地元の女性団体の能力向上活動
- 8. 避妊手段に関する教育と利用、家族計画および(または)疾病予防・減尐への取り組み (エイズと HPV ウィルスを含む)
- 9. 性の健康に関する教育と研修(特に思春期の尐女)

- 10. 上記の活動に関連する教育的要素に焦点を当てた職業研修チーム(VTT)。教育の対象は、現地の 人々一般、保健/保健関係のリーダー、医療従事者など
- 11. 母子の健康に関連する大学院課程で学ぶための奨学金
- 12.5 歳未満の幼児に必要な予防接種
- 13. 女性と思春期の尘女に必要な予防接種
- 14. 母親と5歳未満の幼児の肺炎、下痢、マラリア、はしかを予防・治療するための介入
- 15. 性行為で感染する病気(例:HIV/エイズ、子宮頸がん、淋病、梅毒など)が女性に及ぼす影響を和ら げるための介入
- 16. HIV の母子感染の予防
- 17. 母乳の奨励、および栄養失調を予防するための介入
- 18. 瘻孔(ろうこう)外科的修復
- 19. 口蓋裂の矯正手術/手当
- 20. 救命手術、または先天性欠損・欠陥に対応する手術(現地の医療機関が実施し、適切な術後ケアが提供される場合)
- ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「母子の健康」の範囲外にある活 動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。
- 1. プロジェクト実施現地の能力や理解を大きく向上させる活動を含んでいない医療任務 団/手術チームの派遣

人道的プロジェクトと職業研修チーム(VTT)を成功させるための要素

グローバル補助金

- 1. 持続可能性:ロータリークラブや地区が活動を終了した後にも、地域社会が自力で母子の健康のニーズに取り組んでいけること。
- 2. 測定可能性:この重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にある評価基準の中から選んで成果の測定方法を決めるか、独自の測定基準を採用すること。
- 3. 地域社会が主導:現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。
- 4. 重点分野に沿った活動: 方針文書に定義された通り。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

- 1. 母子の健康の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴
- 2. 母子の健康に関連する履修課程(例:疫学、栄養学、グローバルヘルス、公共保健、保健推進、看護学・医学の学位課程など)
- 3. 母子の健康に関連した、申請者の将来のキャリア計画

基本的教育と識字率向上

ロータリーは、すべての子どものための教育を改善し、子どもと成人の識字率を高めるための活動と研修を支援します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、人々の基本的教育と識字能力習得を支援することを 可能にします。

- 1. 基本的教育と識字能力をすべての人々に与える地域社会の力を高めるプログラムを支援し、地域社会の参加を促進。
- 2. 地域社会における成人の識字率の向上。
- 3. 教育における男女格差を減らすための活動。
- 4. 基本的教育と識字率向上に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。

受領資格の判断基準

- ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「基本的教育と識字率向上」の範囲内にある活動とみなします。
- 1. 質の高い基本的な初等・中等教育の機会の提供。
- 2. 成人の識字教育。
- 3. 読み書きの教授、カリキュラム開発、学校経営に関する研修の提供。
- 4. 資料と設備の充実を通じた、教育経験の向上。
- 5. 地域社会による教育システムの管理。
- 6. 上記の活動を支援する職業研修チーム(VTT)。
- 7. 学校用机の購入(ただし、基本的教育と識字率向上のための詳細かつ証明可能な計画書を提出すること)。
- 8. 基本的教育と識字率向上に関連する大学院課程で学ぶための奨学金。
- ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「基本的教育と識字率向上」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の**受領資格がない**ものとみなします。
- 1. 設備や備品の購入のみのプロジェクト。
- 2. 授業料や学用品のみを提供するプロジェクトで、将来に地域社会が自力でこれらを提供していくための手段を提供しないもの。

人道的プロジェクトと職業研修チーム(VTT)を成功させるための要素

グローバル補助金

- 1. 持続可能性:ロータリー・クラブや地区が活動を終了した後にも、地域社会が自力で基本的教育と識字率向上のニーズに取り組んでいけること。
- 2. 測定可能性:重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にある評価基準の中から選んで成果の測定方法を決めるか、独自の測定基準を採用すること。
- 3. 地域社会が主導:現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。
- 4. 重点分野に沿った活動:方針文書に定義された通り。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨 学金を 支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考 慮します。

- 1. 基本的教育と識字率向上の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴。
- 2. 基本的教育と識字率向上に関連する履修課程(例:教育、識字、カリキュラム開発、特別教育、学校経営など)。
- 3. 基本的教育と識字率向上に関連した、申請者の将来のキャリア計画。

経済と地域社会の発展

ロータリーは、人々が生活と地域社会の経済に、末長い発展をもたらしていけるよう支援します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、持続可能で測定可能な長期的改善を地域社会と 人々の暮らしにもたらすために、人々に投資することを可能にします。

- 1. 貧しい地域社会の経済発展を促すための、起業家、地域社会のリーダー、地元団体、地域社会ネットワークの能力の向上。
- 2. 生産性の高い仕事の機会の創出。
- 3. 支援が行き届いていない地域社会での貧困の削減。
- 4. 経済と地域社会の発展に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。

受領資格の判断基準

- ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「経済と地域社会の発展」の範囲内にある 活動とみなします。
- 1. 貧しい人々が利用できる金融サービス(マイクロクレジット、貯蓄、保険など、ただしこれらに限らない)
- 2. 経済と地域社会の発展に関連する研修(起業、地域社会でのリーダーシップ、職業研修、金融知識など、ただしこれらに限らない)
- 3. 貧しい人々のための小事業/協同組合/社会事業の開発および収入をもたらす活動 (雇用を創出する村全体の事業団体など、ただしこれに限らない)
- 4. 自給自足農家や小農家のための農業開発(市場参入の促進など、ただしこれに限らない)
- 5. 地域社会による、または組織的な Adopt-a-village (村全体の自立支援)、もしくは総合的 な村開発 活動
- 6. 上記の活動を支援する職業研修チーム(VTT)
- 7. 草の根の経済開発に関連する大学院課程または地域社会の開発に特化した大学院課 程で学ぶための奨学金
- ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「経済と地域社会の発展」の範囲外にある 活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。
- 1. 地域社会のインフラ構築プロジェクト(収入を増やすような活動の一環ではないもの)
- 2. 地域社会の美化プロジェクト
- 3. コミュニティーセンターの建設や修復

人道的プロジェクトと職業研修チーム(VTT)を成功させるための要素

グローバル補助金

- 1. 持続可能性:ロータリー・クラブや地区が活動を終了した後にも、地域社会が自力で経済と地域社会の発展のニーズに取り組んでいけること。
- 2. 測定可能性:この重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にある評価基準の中から選んで成果の測定方法を決めるか、独自の測定基準を採用すること。
- 3. 地域社会が主導:現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を計画すること。
- 4. 重点分野に沿った活動:方針文書に定義された通り。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を 支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を 考慮します。

- 1. 経済と地域社会の発展の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴。申請者は、自分の 仕事が貧しい人々や十分な支援を受けていない人々の経済的福祉にどのように貢献したかを明確に 示すことが求められます。
- 2. 経済と地域社会の発展に関連する履修課程。
 - a. 望ましい履修課程の例として、経済と地域社会の発展に焦点を当てた社会科学のコース、ソーシャルビジネスやマイクロクレジット(小口融資)を専門とする経営学位などがあります。
 - b. 以下のような履修課程は、審査の際に有利となります。
 - i. 草の根の経済発展戦略に焦点を当てたもの。
 - ii. 貧しい地域や支援の行き届いていない地域の経済問題に焦点を当てたもの。
 - iii. ソーシャルビジネスの開発を支援するもの(例:経営学修士課程においてソーシャルビジネス関連 分野に特化した履修コースなど)。
 - iv. コース名に「地域社会の開発 (community development)」を含むものや、地域社会の開発に特化したコース。
 - c. 以下のような履修課程は、審査の際に有利とはみなされません。
 - i. 純粋に理論だけの経済学またはマクロ的な経済学
 - ii. 通常の経営学修士課程(MBA)など、一般的な民間ビジネスを扱うもの。
 - iii.地域社会の開発と一般的な形で結びつけただけで、履修コースの名称 に「地域社会の開発 (community development)」という言葉が入っていなかったり、地域社会の開発に特化したコースではないもの。
- 3. 経済と地域社会の開発に関連した、申請者の将来のキャリア計画。
 - a. 以下のようなキャリアは、審査の際に有利となります。
 - i.貧しい地域や支援の行き届いていない地域の経済的福祉の改善に焦点 を当てたもの。
 - ii.非営利もしくは社会的事業におけるキャリア。
 - b. 以下のようなキャリアは、審査の際に有利とはみなされません。
 - i. 民間企業や営利企業での一般的なビジネス活動に焦点を当てたもの。

TRF リソース

- **ロータリー財団では、**地区を支援するために数々のリソースを提供しています。これらのリソースに関するご質問 やご意見は、Eメール(futurevision@rotary.org)でご連絡ください。未来の夢については、Eラーニングのモ ジュールも併せてご参照ください
- 「未来の夢計画」資料の大部分は「2780 地区編集のハンドブック」に掲載されています。更に詳しい内容を調べるには、この資料集と配布CDを活用下さい。青字の資料はクリックして戴き、国際ロータリーorg のリンク先ホーム・ページを開いて下さい。当地区オリジナルの資料は【DH】のマークは「2780 地区補助金ハンドブック 1~31」に掲載されています。

未来の夢計画関連資料:下記の ULR に大部分の表示があります。

http://www.rotary.org/ja/Members/RunningADistrict/FutureVisionPilotProgram/Pages/Resources.aspx 未来の夢計画の概要

プレゼン

Future Vision Presentation

パンフレットその他

- 1. 未来の夢パンフレット
- 2. 未来の夢 クイックガイド
- 3. 「未来の夢計画」のポスター

未来の夢用語集 地区研修の手引きの補遺(PDF)

- 4. 「クラブ会長要覧」未来の夢に関する補遺 (222-JA)
- 5. 会長エレクト研修セミナー指導者用手引き 未来の夢に関する補遺 (243-JA)
- 6. 会長エレクト研修セミナー指導者用手引き 未来の夢に関する補遺(のスライド) (243-JA)
- 7. 「ガバナー補佐要覧」未来の夢に関する補遺 (244-JA)
- 8. 「地区研修の手引き」未来の夢に関する補遺 (246-JA)
- 9. 未来の夢計画に関する「地区チーム研修セミナー指導者用手引き」の補遺 (247-JA)
- 10.年度未来の夢計画に関する「地区指導者育成セミナー研修リーダー用手引き」補遺 (248-JA)
- 11.「地区委員会の手引き」未来の夢に関する補遺 (249-JA)
- 12.年度未来の夢計画に関する 地区協議会指導者用手引き」補遺 (828-JA)
- 13.年度未来の夢計画に関する 地区協議会指導者用手引き」補遺 のスライド (828-JA)
- 14.グローバル補助金ウェビナーの録音(2010年6月、50分)

補助金活用の奉士プロジェクト・プログラム

- 15.グローバル補助金申請書と申請書のチェックリスト
- 16.グローバル補助金のオンライン申請方法
- 17.重点分野に関する配布資料 6分野のニーズと
- 18. 重点分野目標一覧表
- 19.重点分野における適切なプロジェクトや活動を立案するために
- 20.試験地区とクラブのためのロータリー財団奨学金
- 21.職業研修チームの日程表
- 22.海外渡航に関するチェックリスト
- 23.グローバル補助金 モニタリングと評価のツールキット
- 24.ロータリー財団の補助金プロジェクトの表示に関する指針
- 25.LinkedIn の未来の夢試験地区のグループ (英語)試験地区同士が意見やベストプラクティス討論。

補助金資格手続きのリソース

- 26. 授与と受諾の条件
- 27. クラブの資格条件に関してよく尋ねられる質問・未来の夢計画 覚書
- 28. <u>クラブの覚書(MOU)</u> (地区補助金が 5 千ドル未満は不要 2015.7.1 より適用)
- 29. 未来の夢計画 覚書(MOU)に関する指針 覚書 の各セクションについて説明。
- 30. 協力団体の覚書 (ワード形式)
- 31. 書類の保管に関するワークシート・未来の夢計画
- 32. 財務管理計画ワークシート
- 33. 財務管理計画の事例研究
- 34. 未来の夢計画 地区の銀行口座署名人
- 35. 銀行口座管理者の引継ぎ
- 36. 地区ロータリー財団監査委員の選出
- 37. 未来の夢計画 地区ロータリー財団監査委員会

補助金管理のリソース

- 38 補助金管理の手引き未来の夢試験地区のロータリー・クラブ用
- 39 補助金管理セミナー指導者用手引き 未来の夢試験地区用 (Zip)